

パキスタン
特許法
2000年特許法
2002年特許(改正)法により改正
2002年12月2日施行

目次

第 I 章 序

第 1 条 略称, 適用地域及び施行

第 2 条 定義

第 II 章 管理

第 3 条 長官及びその他の幹部職員の任命

第 4 条 特許庁

第 5 条 幹部職員及び一般職員による特許に対する権益取得の禁止

第 6 条 幹部職員及び一般職員による一定の情報の漏洩又は一定の事項における助言の禁止

第 III 章 特許性

第 7 条 特許性のある発明

第 8 条 新規性

第 9 条 進歩性

第 10 条 産業上の利用可能性

第 IV 章 出願

第 11 条 特許出願をする権原を有する者

第 12 条 従業者によりなされた発明の特許を受ける権利

第 13 条 特許出願

第 14 条 完全出願及び仮出願

第 15 条 明細書の内容

第 V 章 出願の審査

第 16 条 出願の審査

第 17 条 他の特許への言及

第 18 条 出願人などの変更

第 19 条 出願を受理のために整備する期間

第 20 条 外国出願に関する一定の情報及び書類を要求する長官権限

第 21 条 完全明細書の受理

第 22 条 完全明細書の受理の効果

第 VI 章 特許付与に対する異議申立

- 第 23 条 特許付与に対する異議申立
- 第 24 条 特許性に関する第三者の意見

第 VII 章 発明の秘密保持に関する規定

- 第 25 条 パキスタンの国防又は公共の安全を害する情報
- 第 26 条 居住者による許可なしのパキスタン国外出願の禁止

第 VIII 章 特許付与及び特許証捺印

- 第 27 条 特許付与及び特許証捺印
- 第 28 条 死亡者に付与された特許証の訂正
- 第 29 条 特許証の日付
- 第 30 条 特許により付与される権利
- 第 31 条 特許の期間
- 第 32 条 一定の条件に従う特許付与

第 IX 章 発明に係る権利に関する雑則

- 第 33 条 他人から知得した発明の場合の優先日
- 第 34 条 2 以上の者への特許付与
- 第 35 条 共有者に指示を発する長官権限
- 第 36 条 使用者と従業者との間の紛争事項を決定する長官又は裁判所権限
- 第 37 条 契約における制限条件の回避
- 第 38 条 一定の契約の終了

第 X 章 追加特許

- 第 39 条 追加特許
- 第 40 条 追加特許の期間
- 第 41 条 拒絶されない追加特許

第 XI 章 明細書の訂正

- 第 42 条 長官の許可による明細書の訂正
- 第 43 条 高等裁判所の許可による明細書の訂正
- 第 44 条 明細書の訂正に関する補則

第 XII 章 失効した特許の回復

- 第 45 条 失効した特許の回復

第 XIII 章 特許の取消及び放棄

- 第 46 条 高等裁判所による特許の取消
- 第 47 条 長官による特許の取消
- 第 48 条 連邦政府による特許の取消
- 第 49 条 長官による放棄された特許の取消

第 XIV 章 長官の権限

- 第 50 条 民事裁判所の一定の権限を有する長官
- 第 51 条 誤記を訂正する長官権限
- 第 52 条 長官に対する証拠
- 第 53 条 長官による裁量権の行使

第 XV 章 特許登録簿

- 第 54 条 特許登録簿
- 第 55 条 譲渡，移転などの登録
- 第 56 条 登録簿の更正に関する高等裁判所の権限
- 第 57 条 登録簿の閲覧及び抄本など

第 XVI 章 強制ライセンス，権利のライセンス，特許の実施及び取消

- 第 58 条 政府機関又は第三者による実施
- 第 59 条 強制ライセンスの許諾に当たっての長官権限

第 XVII 章 特許侵害訴訟手続

- 第 60 条 特許侵害訴訟
- 第 61 条 侵害訴訟における救済措置
- 第 62 条 一定の場合に被告に対して裁定されない損害賠償
- 第 63 条 部分的に有効な明細書の侵害に対する救済措置
- 第 64 条 排他的実施権者による侵害訴訟手続
- 第 65 条 明細書の有効性が争われたことの証明書
- 第 66 条 根拠のない侵害訴訟手続の脅迫に対する救済
- 第 67 条 非侵害に関する宣言をする裁判所権限
- 第 68 条 鑑定人を任命する裁判所権限

第 XVIII 章 審判請求

- 第 69 条 審判請求
- 第 70 条 審判請求の審理手続

第 XIX 章 罰則

- 第 71 条 発明に関する秘密保持規定違反に対する罰則
- 第 72 条 登録簿の虚偽登録などに対する罰則
- 第 73 条 虚偽表示に対する罰則
- 第 74 条 「特許庁」という語の不正使用に対する罰則
- 第 75 条 情報提供の拒絶又は懈怠に対する罰則
- 第 76 条 第 20 条違反に対する罰則
- 第 77 条 無登録の特許代理人による業務に対する罰則
- 第 78 条 会社などによる違反

第 XX 章 特許代理人

第 79 条 特許代理人登録簿

第 80 条 特許代理人としての登録

第 81 条 特許代理人による一定の書類の署名及び認証

第 82 条 特許代理人としての業務に対する制限

第 83 条 特許代理人登録簿からの抹消及び回復

第 84 条 代理人としての認定を拒絶する長官権限

第 85 条 代理人としての業務を委任された他の者に係る除外

第 XXI 章 国際協定

第 86 条 ある国を条約国として宣言する連邦政府権限

第 87 条 条約出願に関する補則

第 88 条 条約出願とともに提出すべき書類

第 XXII 章 雑則

第 89 条 手数料

第 90 条 明細書などの公開に対する制限

第 91 条 審査官の報告書についての秘密保持

第 92 条 特許発明の公報

第 93 条 特許権者からの情報を要求する長官権限

第 94 条 登録事項，書類などの証拠

第 95 条 未成年者，心神喪失者などによる宣言

第 96 条 郵便による通知などの送達

第 97 条 費用に対する担保

第 98 条 高等裁判所又は裁判所命令の長官への伝達

第 99 条 明細書などの謄本の移送及びその閲覧

第 100 条 特許に関する情報

第 101 条 特許証の紛失又は毀損

第 102 条 政府を拘束する特許

第 103 条 没収物品を販売又は使用する政府の権利

第 104 条 規則を制定する高等裁判所権限

第 105 条 規則を制定する連邦政府権限

第 106 条 廃止及び除外

第 107 条 誠実になされた行為

第 108 条 困難の排除

第 I 章 序

第 1 条 略称，適用地域及び施行

- (1) 本法は，2000 年特許法と称する。
- (2) 本法は，パキスタンの全領域に適用する。
- (3) 本法は，全条文同時に施行する。ただし，農業及び医薬品における使用を意図した化学製品に係る特許の審査，捺印，付与及び付与後(当該製品の排他的販売権の付与及び 2005 年 1 月 1 日から施行するメールボックス出願を除く)を除く。

第 2 条 定義

本法においては，主題又は文脈に相反する事項がない限り，下記とする。

- (a) 「譲受人」とは，死亡した譲受人の法定代理人を含み，何人かの譲受人への言及は，当該法定代理人の譲受人又はその者の譲受人への言及を含む。
- (b) 「長官」とは，第 3 条に基づいて任命された特許庁長官を意味する。
- (c) 「条約出願」とは，条約国における出願日後 12 月以内に，当該出願から単一か複数かを問わず優先権を主張して，パキスタンにおいてされる出願を意味する。
- (d) 「条約国」とは，世界貿易機関の加盟国又は第 86 条に基づいて条約国として宣言された国を意味する。
- (e) 「公告日」とは，本法において使用する場合は常に，関連する官報第 V 部が実際に公衆の利用に供された日とする。
- (f) 特許出願に関して「出願日」とは，次のことを意味する。
 - (i) 本法に基づいて後の日付又は先の日付とした出願の場合は，そのように後の日付又は先の日付とした日，及び
 - (ii) 特許出願を特許庁又はその支庁に提出した日
- (g) 「地方裁判所」とは，1908 年民事訴訟法(1908 年法律第 V 号)により与えられた意味を有する。
- (h) 「排他的ライセンス」とは，特許の所有者又は出願人が実施権者に対して又は実施権者及びその者から授権された者に対して，所有者又は出願人を含む他のすべての者を除外して，当該特許又は出願に係る発明に対する権利を付与するライセンスを意味し，「排他的実施権者」及び「非排他的実施権者」は，この趣旨に従って解釈する。
 - (i) 「発明」とは，何らかの技術分野における何らかの新規かつ有用な製品又は方法を意味し，それら何れかの新規かつ有用な改良を含む。
- (j) 「発明者」とは，発明の実際の考案者を意味し，共同発明者は，この趣旨に従って解釈する。
- (k) 「法定代理人」とは，死亡者の財産権を法律上代理する者を意味する。
- (ka) 「メールボックス」とは，第 13 条(9)に基づいて提供されるメールボックス設備を意味する。
- (l) 「特許代理人」とは，本法に基づいて特許代理人として現に登録されている弁護士又は弁護士事務所を意味する。
- (m) 特許に関して「特許権者」とは，特許の被付与者又は所有者として現に登録簿に登録されている者を意味し，特許のその後の譲受人又は承継人であって，その名称の登録簿への登

録が長官に係属している者を含む。

(n) 「追加特許」とは、第 39 条に従って付与された追加特許を意味する。

(o) 「特許庁」とは、第 4 条に基づいて設立され又は設立されたものとみなされる特許庁を意味する。

(p) 「人」とは、すべての自然人又は法人を意味し、法人組織か否かを問わず、個人からなる何らかの団体又は機関を含む。

(q) 「利害関係人」とは、当該発明に係る分野と同一の分野における研究に従事し、又はその促進に従事する者を含む。

(r) 「所定の」とは、本法に基づいて制定された規則により定められていることを意味する。

(s) 「方法」とは、製品を新たに製造する何らかの技術、方法又は様式を意味する。

(t) 「製品」とは、何らかの物質、物品、装置又は機械を意味する。

(u) 「公開された」とは、パキスタン又はその他の領域を問わず、公衆の利用に供されていることを意味する。書類は、有償か無償かを問わず、公衆の構成員がパキスタン国内の何れかの場所において当然の権利としてそれを閲覧することができるときは、本法の規定に基づいて公開されたと解する。

(v) 「登録簿」とは、第 54 条に基づいて維持管理される特許登録簿を意味する。

(w) 「規則」とは、本法に基づいて制定された規則を意味する。

第 II 章 管理

第 3 条 長官及びその他の幹部職員の任命

- (1) 本法の適用上、連邦政府は、官報告示により、特許庁長官を任命する。
- (2) 連邦政府は、適切と認めるその他の幹部職員を適切と認める職名を付して任命する。

第 4 条 特許庁

- (1) 本法の適用上、特許庁を設立する。ただし、特許庁が設立されるときまでは、1911 年特許・意匠法(1911 年第 II 号)に基づいて設立された特許庁を、本法の適用上の特許庁とする。
- (2) 特許庁は、長官の直轄下に置かれ、長官は、連邦政府の監督及び指示に基づいて行動しなければならない。
- (3) 特許庁は、本法及び規則に規定する特許付与及び付与された特許の管理の手続に関するすべての職務をゆだねられる。
- (4) 特許庁には公印を備え、その印影は司法上認められる。

第 5 条 幹部職員及び一般職員による特許に対する権益取得の禁止

特許庁の如何なる幹部職員又は一般職員も、その任命期間中及びその後 1 年間は、特許を出願することができず又は相続若しくは遺贈による場合を除き、特許庁が発行した又は発行する如何なる特許も直接的又は間接的に取得することができない。

第 6 条 幹部職員及び一般職員による一定の情報の漏洩又は一定の事項における助言の禁止

特許庁の幹部職員又は一般職員は、本法若しくは長官の書面による指示に基づいて又は裁判所の命令により必要とし、又は認可された場合を除き、次のことをしてはならない。

- (a) パキスタンにおける特許出願又は付与された特許について自己の職務によって入手可能な何らかの情報を漏洩すること、又は
- (b) 本法に従って特許庁が検討中又は検討する可能性のある事項において助言すること

第 III 章 特許性

第 7 条 特許性のある発明

- (1) 如何なる発明も、それが新規であり、進歩性を含み、かつ、産業上利用可能であるときは、特許性を有する。
- (2) (3)に従うことを条件として、次のものは、(1)の趣旨に該当する発明とはみなさない。
 - (a) 発見、科学的理論又は数学的方法
 - (b) 文学、演劇、音楽若しくは芸術の著作物又は他の何らかの純粹に美的性格の創作物
 - (c) 精神的行為、ゲーム又は事業を行うための計画、規則又は方法
 - (d) 情報の提示、及び
 - (e) 天然に存在する物質又はそれから単離された物質
- (3) (2)の規定は、特許又は特許出願がそのもの自体に係る限りにおいて、如何なるものも本法の適用上の発明として取り扱わない。
- (4) 次のものに対しては、特許を付与しない。
 - (a) その商業的実施の防止が、人、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護又は環境への深刻な害悪の回避を含め、「公序」又は良俗の保護のために必要と考えられる発明。ただし、当該実施が現に有効な法律により禁止されているとの理由のみでは、係る除外はされない。
 - (b) 微生物以外の植物及び動物並びに非生物学的及び微生物学的方法以外の植物又は動物を生産するための本質的に生物学的な方法
 - (c) 人又は動物の処置のための診断的、治療的及び外科的方法
 - (d) 既知の製品又は方法の新規又は後発的な使用、及び
 - (e) 化学製品の物理的外観の単なる変更であって、化学式又は製造方法が同一のままであるもの。ただし、本項は、特許性の基準を満たしている発明に対しては適用しない。

第 8 条 新規性

- (1) 発明は、技術水準の一部を構成しないときは、新規であるものとみなす。
- (2) 技術水準とは、次のものを含む。
 - (a) 発明をクレームする出願の出願日又は該当する場合は優先日前に、有形の方式での公開により若しくは口頭開示により、使用により又は他の何らかの方法により、世界の何れかの場所において公衆に開示されたすべての事項
 - (b) パキスタンにおける出願の第 21 条に基づいて公告された完全明細書及び優先権書類の内容、又は
 - (c) 地域社会が入手可能な又は所有している伝統的に発展した又は現存の知識
- (3) (2)の規定にも拘らず、商品に係る特許性のある発明の開示は、物品が特許出願日前 12 月以内に公式の又は公式に認定された国際博覧会で展示されたときは、「技術水準」を構成しない。後に優先権が行使されたときは、その期間は、当該物品を出展した日から開始する。長官は、必要と認める書証とともに、展示された物品の同一性及びその出展日の証拠を要求することができる。
- (4) 本条においては、発明者への言及は、その時の当該発明の所有者への言及を含む。

第9条 進歩性

発明は、特許出願日前に、第8条によって技術水準の一部を構成する事項にかんがみて、当該技術の熟練者にとって自明でなかったときは、進歩性を含むものとみなす。

第10条 産業上の利用可能性

(1) 発明は、製造又はその他の方法で産業上実施することができるときは、産業上利用可能であるものとみなす。

第 IV 章 出願

第 11 条 特許出願をする権原を有する者

(1) 次の何れかの者は、単独であるか又は他人との共同であるかを問わず、特許出願をすることができる。

(a) 発明の真正かつ最初の発明者又はその者若しくは場合によりそれらの者の譲受人若しくは利益承継人、及び

(b) 死亡の前に当該出願をする権原があった死亡者の法定代理人

第 12 条 従業者によりなされた発明の特許を受ける権利

使用者の活動範囲における従業者の業務の過程で従業者によりなされた発明の特許を受ける権利は、別段の契約上の義務がない限り、発明者に帰属する。ただし、当該発明に必要な使用者の施設、設備などを使用せずには当該発明をなすことができなかつたことを使用者が立証した場合は、この限りでない。

ただし、特別な経済的価値のある発明については、発明者は、その職務内容、給与及び使用者が得る利益を考慮して、公正な対価を取得する権原を有する。

第 13 条 特許出願

(1) 特許出願は、所定の様式により作成し、所定の方法により特許庁に提出し、かつ、出願人又は共同出願の場合は出願人の少なくとも 1 がその真正、かつ、最初の発明者又は当該発明者若しくは場合により発明者の法定代理人若しくは譲受人であると主張する発明を、出願人が所有している旨の宣言を含まなければならない。ただし、発明者が出願人でないときは、その者は、出願に発明者として掲載される権原を有する。また、その者が発明者として掲載されていない場合において、所定の方法による申請があり、かつ、利害関係人を聴聞した後、その者を出願人が特許の取得を希望する発明の発明者として掲載することを長官が納得するときは、長官は、その者の名称を発明者又は場合により共同発明者として掲載することができる。

(2) 同種であるか又はその一方が他方の変更である 2 以上の発明に係る保護出願が 1 又は 2 以上の条約国においてされたときは、第 15 条の規定に従うことを条件として、前記保護出願のうち最先の出願日から 12 月以内にいつでもそれらの発明に係る単一の条約出願をすることができる。

(3) 各出願は、1 発明のみに係るものとする。

(4) 出願人は、出願の受理前に、これを 2 以上の出願(以下「分割出願」という)に分割することができる。ただし、各分割出願は、最初の出願の開示の範囲を超えてはならない。

(5) 各分割出願は、最初の出願の出願日及び該当する場合は優先日を有することができる。

(6) 発明の単一性の要件を遵守していない出願に特許が付与された事実は、当該特許を無効とする理由とはならない。

(7) 出願人は、長官に対して請求することによって、いつでも出願を取り下げることができる。ただし、官報における出願の受理の公告前に出願が取り下げられたときは、願書並びに明細書、クレーム及び図面(ある場合)を公衆の閲覧に供してはならない。

(8) 遺伝子組み換え生物に係る発明の出願は、連邦政府からの認可を要し、かつ、所定の要

件を遵守しなければならない。

(9) 医薬用又は農業用化学製品に係る特許性のある発明の排他的販売権を取得するための出願は、長官がこの目的で提供するメールボックスに出願するものとし、長官は、所定の出願を提出するための様式及び方法を要求することができる。

第14条 完全出願及び仮出願

(1) 条約出願以外の各特許出願には、完全明細書又は仮明細書の何れかを添付しなければならない。条約出願には、完全明細書を添付しなければならない。

(2) 特許出願に仮明細書を添付したときは、完全明細書を出願日から12月以内に提出しなければならない。完全明細書がそのように提出されないときは、当該出願は、放棄されたものとみなす。

(3) 同種であるか又はその一方が他方の変更である発明に係る同一出願人の名義の2以上の出願に仮明細書が添付されている場合において、当該発明全体が単一の発明を構成し、かつ、1の特許に適正に包含されるようなものであると長官が認めるときは、長官は、当該仮明細書すべてについて1の完全明細書を提出することを許可することができる。

(4) 条約出願でない特許出願に完全明細書であるとされる明細書が添付されている場合において、当該明細書の受理前にいつでも出願人がその旨を請求するときは、長官は、本法の適用上、当該明細書を仮明細書として取り扱うべき旨を指示し、それに応じて当該出願手続を進めることができる。

(5) 仮明細書又は(4)に基づく指示によって仮明細書として取り扱われる明細書を添付した特許出願について完全明細書が提出された場合において、完全明細書の受理前にいつでも出願人がその旨を請求するときは、長官は、当該仮明細書を取り消し、当該出願を完全明細書の提出日まで後の日付とすることができる。

第15条 明細書の内容

(1) 完全明細書であるか又は仮明細書であるかを問わず、各明細書は、所定の様式及び方法により記載しなければならない。

(2) 本件について制定された規則に従うことを条件として、完全明細書であるか又は仮明細書であるかを問わず、明細書のために図面を提出することができ、長官がその旨を要求するときはこれを提出しなければならない。また、そのように提出された如何なる図面も、長官の別段の指示がない限り、明細書の一部を構成するものとみなし、かつ、本法における明細書への言及は、この趣旨に従って解釈する。

(2A) 医薬品又は農業における使用を意図した化学製品については、明細書は、1化学製品のみに特化したものとし、物理的、化学的、薬理的及び薬学的性質又は場合により農業におけるその使用に係る性質並びに環境に対するその影響を記載する。

(2B) 生物学的材料を使用するときは、明細書において、当該生物学的材料の原産地及び出所を開示し、かつ、当該材料の入手、輸出及び使用に関連する適用可能な規則の遵守についても示さなければならない。また、当該材料をパキスタン国外における使用のためにパキスタンから取得するときは、所定の連邦政府許可を必要とする。

(3) 各完全明細書は、

(a) 発明及びその実施の方法を十分かつ詳細に記載し、

(b) 出願人に知られ、かつ、出願人が保護を請求する権原を有する発明を開示し、かつ、
(c) 保護を請求する発明の請求の範囲を簡潔に規定するクレームをもって完結しなければならない。

(4) 完全明細書のクレームは、単一の発明に係るものとし、明確かつ簡潔であり、また、当該明細書に開示された事項を適正に基礎としなければならない。

(5) 本条の前記規定に従うことを条件として、仮明細書の後で提出され又は条約出願とともに提出された完全明細書については、仮明細書に記載された発明又は場合により条約国においてされた保護出願に係る発明の改良又は追加であって、出願人が第 11 条の規定に基づいて別個の特許出願をする権原を有する筈の改良又は追加に係るクレームを含むことができる。

(6) 各完全明細書には、技術情報を提供することを目的として要約を添付しなければならない、長官は、要約がその目的を果たしているか否かを判断し、果たしていないときは、出願人に対して長官の納得するように変更すべき旨を指示しなければならない。

(7) 要約は、単に技術情報の目的を果たすものとし、特に、保護範囲を解釈する目的では考慮されない。

(8) 農業又は医薬品における使用を意図した化学製品の完全明細書に係るクレームは、構造的に定義され、かつ、その派生物及び塩を除き単一の化学製品のみに係るものとし、その各々を、そのクレームに主製品からの重要な又は新規な改良があれば、別個の発明として又は該当する場合は分割出願として出願しなければならない。生物学的製品の場合のように構造的記載が不可能であるときは、「プロダクト・バイ・プロセス」クレームを作成し、保護は、クレームされた方法を用いて得られた製品のみに限定される。

ただし、その成分物質の諸性質の集合という結果となるにすぎない単なる混合又は当該物質を製造する方法に基づくクレームは許可されない。

第V章 出願の審査

第16条 出願の審査

(1) 長官は、完全明細書が提出された各出願を審査官に付託し、願書、明細書、クレーム及び図面(ある場合)を詳細に精査した後に、発明が新規であり、かつ、進歩性を含むか否かの旨を、また本法及び規則の他の要件を遵守しているか否かを判断するために、長官に報告させなければならない。

(2) 審査官は、合理的に可能な限り速やかに、ただしパキスタンにおける出願日から18月の期間前に長官に報告しなければならない。

(3) 審査官が本法及び規則の要件の何れかが遵守されていない旨を報告したときは、長官は、出願人に対して所定の期間内に前記報告書に記載された要件を遵守し、かつ、必要に応じて出願を補正する機会を1回又は2回以上与えなければならない。これに従わないときは、長官は、当該出願手続を拒絶する。

(4) 出願の受理前にいつでも、当該出願においてクレームされた発明が、出願された特許が付与されれば有することになる日付以後に公開された明細書であって、付与されれば当該出願された特許より先の日付となる特許の付与を求める出願において全部又は一部が既にクレームされたと長官が認めるときは、長官は、当該他の明細書への参照を挿入することによって出願人の明細書を補正すべき旨を要求することができる。

(5) 本条に基づいて必要とされる調査については、特許の有効性を保証するものと一切解釈してはならず、また、当該調査又はその結果として生じる手続を理由とし又はそれに関連する責任については、連邦政府又は如何なる幹部職員も、一切これを負わない。

(6) 出願が出願日から18月以内に受理されないときは、当該出願は、審判請求が提起されている場合を除き、拒絶されたものとみなす。

ただし、前記18月の期間の満了前又は満了後3月以内に、長官に対して期間延長の請求があったときは、当該出願は、所定の手数料の納付により、前記18月の期間の満了から通算3月以下の請求された期間継続される。

更に、長官は、出願人から所定の方法により書面による請求があったときは、出願の正式な受理を完全明細書の提出日から21月以内の出願人の請求する日まで延期することができる。

説明

上記のただし書きの何れかに基づく請求があったときは、長官は、出願人を出願受理待ちとすることを許可することができるが、出願人の請求する日までは、正式な受理命令を発してはならず、かつ、受理の公告を進めてはならない。

(7) 前項までの如何なる規定にも拘らず、世界貿易機関の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPs)第70条(8)及び第70条(9)に従って1995年1月1日以後に出願された医薬品又は農業における使用を意図した化学製品の保護を請求する出願はすべて、第1条(3)に従って処理される。

第17条 他の特許への言及

(1) 第16条に基づく調査の結果、特許出願に係る発明が他の特許のクレームを侵害する実質

的な危険を冒すことなしには実施することができないと長官が認めるときは、長官は、当該他の特許への言及を出願人の完全明細書中に挿入すべき旨を指示することができる。ただし、所定の期間内に次の何れかのことをした場合は、この限りでない。

- (a) 当該他の特許の前記クレームの有効性を争う合理的な理由があることを、出願人が長官の納得するように示すこと、又は
 - (b) 当該完全明細書を長官の納得するように補正すること
- (2) (1)に基づく指示に従って別の特許への言及が完全明細書中に挿入された後に、
- (a) 当該他の特許が取り消され又はその他の理由により効力を失うこと
 - (b) 当該他の特許の明細書が、関係クレームの削除により訂正されること、又は
 - (c) 裁判所又は長官に対する手続において、当該他の特許の関係クレームが無効であり又は出願人の発明の如何なる実施によっても侵害されないと判断されることがあったときは、長官は、出願人の申請により、当該他の特許への言及を削除することができる。

第18条 出願人などの変更

(1) 特許の付与前にいつでも所定の方法により申請があった場合において、特許出願人若しくは特許出願人の1によりなされた書面による移転若しくは契約によって又は法律の運用により、当該請求人が、特許を付与されれば、当該特許若しくはそれに対する出願人の権益を取得する権原又は当該特許若しくは当該権益の不可分の持分を取得する権原を有する筈であることを長官が納得するときは、長官は、本条の規定に従うことを条件として、当該請求人の名義又は場合により当該請求人ら及び当該出願人若しくは他の共同出願人の名義で、出願手続を進めるべき旨を指示することができる。

(2) 2以上の共同特許出願人の1によりなされた移転又は契約によっては、他の共同出願人全員の同意がある場合を除き、(1)に基づく指示はしてはならない。

(3) (1)に基づく指示は、発明の権益の移転又は移転契約によっては一切発してはならない。ただし、次の場合はこの限りでない。

- (a) 当該発明がその中で特許出願番号に言及することによって特定された場合
- (b) 移転又は契約をした者により、当該移転又は契約が当該出願に係る発明に関する旨の確認書が長官に提出された場合
- (c) 当該発明に係る請求人の権利が裁判所の判決により最終的に確定した場合、又は
- (d) 長官が、(5)に基づいて出願手続を進めることを可能にするため又はこれを進める方法を規制するために、指示を発する場合

(4) 2以上の共同特許出願人の1が当該特許の付与前の何れかの時期に死亡した場合において、その件について生存する共同特許出願人により請求がなされ、かつ、死亡者の法定代理人の同意があるときは、長官は、当該生存する共同特許出願人のみの名義で出願手続を進めるべき旨を指示することができる。

(5) 出願手続を進めるべきか否か又は如何なる方法で出願手続を進めるべきかについて、共同特許出願人の間に紛争が生じたときは、長官は、何れかの当事者から長官に対して所定の方法により申請があり、かつ、すべての関係当事者に対して聴聞を受ける機会を与えた後に、当事者の1若しくは2以上のみの名義で出願手続を進めることを可能にするため若しくはこれを進める方法を規制するため又は場合によりそれら両方の目的で、長官が適切と認める指示を発することができる。

第 19 条 出願を受理のために整備する期間

(1) 第 16 条(6)に規定する 18 月の期間又は延長期間の満了時に、

- (a) 発明の特許出願について、高等裁判所への審判請求が係属している場合、又は
- (b) 追加特許の出願の場合は、当該出願又は主発明の出願の何れかについて、高等裁判所への審判請求が係属している場合、

前記 18 月の期間又は場合により延長期間の満了前に出願人から申請があったときは、長官の要件を遵守すべき期間は、高等裁判所が決定する日まで延長される。

(2) (1)にいう審判請求を提起することができる期間が満了していないときは、長官は、当該 18 月の期間又は場合により延長期間を自己が決定する付加期間の満了まで延長することができる。ただし、審判請求が前記付加期間中に提起され、かつ、高等裁判所が長官の要件を遵守する期間の延長を許可したときは、高等裁判所が許可した期間内に当該要件を遵守することができる。

第 20 条 外国出願に関する一定の情報及び書類を要求する長官権限

(1) 出願人は、長官が要求するときは、パキスタンにおける出願においてクレームされた発明と同一又は本質的に同一の発明に係る当該出願人が外国において出願した特許出願(以下「外国出願」という)の日付及び番号を長官に提出しなければならない。

(2) 出願人は、長官が要求するときは、(1)にいう各外国出願に関する次の書類を長官に提出しなければならない。すなわち、

- (i) 当該外国出願について実施された調査又は審査の結果に関して出願人が受領した通知の謄本
- (ii) 当該外国出願を基礎として付与された特許の謄本、及び
- (iii) 当該外国出願を拒絶する最終決定の謄本。

(3) 出願人は、長官が要求するときは、(1)にいう外国出願を基礎として付与された特許を無効とする最終決定の謄本を長官に提出しなければならない。

第 21 条 完全明細書の受理

完全明細書の受理時に、長官は、出願人にその旨を通知し、かつ、明細書が受理された事実を官報に公告しなければならない。それにより、願書及び明細書並びにそれについて提出された優先権書類(ある場合)を公衆の閲覧に供する。

第 22 条 完全明細書の受理の効果

出願の受理後からそれに係る特許証の捺印日又は捺印期間の満了まで、出願人は、当該発明の特許証が当該出願の受理日に捺印されたのと同様の特権及び権利を有する。

ただし、出願人は、特許証が捺印されるまでは侵害訴訟手続を提起する権原を有さない。

第 VI 章 特許付与に対する異議申立

第 23 条 特許付与に対する異議申立

(1) 本法に基づく完全明細書の受理の公告日から 4 月以内はいつでも、何人も、次の何れかの理由によって長官に特許付与に対する異議を申し立てることができる。すなわち、

- (a) 特許出願人が、当該発明又はその一部を、その者から又は異議申立人がその法定代理人、譲受人、代理人若しくは弁護士である者から知得したこと
- (b) 当該発明が本法の趣旨に該当する特許性のある発明でないこと
- (c) 明細書において、当該技術の熟練者が発明を実施するのに十分に明確かつ完全な方法により、当該発明を開示していないこと
- (d) クレームが不明確であり、又は当初提出された完全明細書の開示の範囲を超えること、及び
- (e) 完全明細書において、仮明細書に記載された発明以外の発明を記載し又はクレームしていること及び当該他の発明が、付与されれば出願日から完全明細書の提出までの期間中の日付を有することになる特許に係る異議申立人による出願の主題を構成し又は当該期間中に何らかの書類における公開により公衆の利用に供されたこと

(2) (2)に基づいて申立があったときは、長官は、出願人に異議申立を通知し、かつ、事件を決定する前に出願人及び異議申立人に対して聴聞を受ける機会を与えなければならない。

第 24 条 特許性に関する第三者の意見

(1) 第 21 条に基づく明細書の公告後はいつでも、何人も、自己の意見を裏付ける証拠を提出して、長官に対して書面で発明の新規性に関する意見を述べることができる。長官は、特許付与前に、長官が利用可能な証拠を踏まえてその意見を検討しなければならない。

(2) (1)に基づいて意見を述べる者は、意見を述べたことのみを理由として本法に基づく長官に対する手続の当事者となることはできない。これに従わないときは、当該意見は一切提出されていないものとして拒絶される。

第 VII 章 発明の秘密保持に関する規定

第 25 条 パキスタンの国防又は公共の安全を害する情報

(1) 発明に係る特許出願が特許庁に提出された場合において、当該発明が連邦政府からその公開がパキスタンの国防を害する虞があるものとして自己に通知された部類の 1 に属すると長官が認めるとき又は長官自身がそのように認めるときは、長官は、特定の者又は特定の部類の者に対する当該発明の公開又はその伝達を禁止又は制限する指示を発することができる。

(2) 特許庁に提出された出願の明細書について、その公開が公共の安全を害する虞がある情報を含むと長官が認めるときは、長官は、受理日から 3 月以下の期間の終了まで何人に対しても当該情報の公開又はその伝達を禁止又は制限する指示を発することができる。

(3) 本条に基づく指示が有効である間は、出願を受理のために整備する段階まで出願手続を進めることができるが、明細書は公開されない。

(4) 長官が出願に関して本条に基づく指示を発するときは、長官は、連邦政府に当該出願及び当該指示を通知しなければならない、その後次の規定が発効する。

(a) 連邦政府は、当該通知の受領時に、当該発明の公開又は当該情報の公開若しくは伝達がパキスタンの国防又は公共の安全を害するか否かを検討しなければならない。

(b) (a) に基づいて当該明細書の公開又は当該情報の公開若しくは伝達が公共の安全を害すると連邦政府が判断するときは、連邦政府は長官に通知し、長官は、(2) に基づくその指示を、(e) に基づいて取り消されるまで継続しなければならない。

(c) (a) に基づいて当該明細書の公開又は当該情報の公開若しくは伝達がパキスタンの国防又は公共の安全を害すると連邦政府が判断するときは、長官に(d) に基づく通知が既にされていない限り、連邦政府は、出願日から 9 月の期間中に及びその後 12 月の期間ごとに少なくとも 1 回、当該疑義を再検討しなければならない。

(d) 出願の検討により、いつでも、当該明細書の公開又はそれに含まれる情報の公開若しくは伝達がパキスタンの国防又は公共の安全を害さず又はもはや害さなくなると連邦政府が認めるときは、連邦政府は、長官にその旨を通知しなければならない。

(e) (d) に基づく通知の受領時に、長官は、当該指示を取り消さなければならない、また、長官が適切と認める条件(ある場合)に従うことを条件として、当該出願に関連して本法に基づいて要求又は認可された期間を、当該期間が既に満了しているか否かを問わず、延長することができる。

(5) 本条に基づいて発せられた指示に係る発明の特許出願について提出された完全明細書が、当該指示が取り消される前に受理された場合において、

(a) 連邦政府により若しくはその代理として又は連邦政府の命令によって当該発明が使用されるときは、第 58 条の規定は、当該発明について特許が付与されたものとして、当該使用に関しても適用し、かつ、

(b) 特許出願人が当該指示の効力存続を理由として困難な状態にあると連邦政府が認めるときは、連邦政府は、当該発明的価値及び発明の有用性、その計画された目的並びにその他の関連状況にかんがみて、当該出願人に対する補償として連邦政府が相当と認める支払(ある場合)をすることができる。

(6) 本条に基づいて発せられた指示に係る出願について特許が付与されたときは、それらの指示が有効であった如何なる期間についても、更新手数料の納付を必要としない。

第 26 条 居住者による許可なしのパキスタン国外出願の禁止

(1) パキスタンに居住する何人も、長官により付与された書面による権限なしに、パキスタン国外で発明の特許出願を提出し、又は提出させてはならない。ただし、次の場合はこの限りでない。

(a) 同一発明についての特許出願が、パキスタン国外における出願の 6 週間以上前に特許庁に提出されていた場合、及び

(b) パキスタンにおける出願に関して第 25 条に基づく指示が一切発せられておらず、又は当該指示がすべて取り消されている場合

(2) (1)の規定は、特許出願がパキスタン国外の居住者によりパキスタン以外の国において最初に出願された発明に対しては、パキスタンにおいて適用しない。

第 VIII 章 特許付与及び特許証捺印

第 27 条 特許付与及び特許証捺印

(1) 異議申立及び付与を拒絶する長官権限に関する本法の規定に従うことを条件として、特許庁の公印を捺印した特許証は、本条に基づいて許可された期間内に請求があったときは、当該期間内に又はその後できる限り速やかに出願人に付与され、かつ、特許証の捺印日が登録簿に登録される。

(2) 追加特許に関する本法の規定に従うことを条件として、本条に基づく特許証の捺印請求は、完全明細書の公告日から 6 月の満了までにしなければならない。ただし、

(a) 前記 6 月の満了時に、特許出願に関する手続が何れかの裁判所又は長官に係属しているときは、当該請求は、当該手続の最終決定後 3 月以内に行うことができ、かつ、

(b) 本項の規定に基づいて請求を行うことができた筈の期間の満了前に出願人又は出願人の 1 が死亡したときは、前記請求は、死亡日後 12 月以内にいつでも又は長官が許可する以後の時期に行うことができる。

説明

如何なる手続も、それに対する審判請求期間が満了していない限り係属中とみなし、また、如何なる手続も、それに対する審判請求期間に審判請求が提起されることなく満了したときは、最終的に決定されたものとみなす。

(3) (2) に基づく特許証の捺印請求を行う期間は、申請があり、かつ、延長期間内に所定の手数料の納付があるときは、長官が 6 月延長することができる。

第 28 条 死亡者に付与された特許証の訂正

本法に基づく出願について特許証が捺印された後にいつでも、当該特許証の捺印前に特許を付与された者が死亡していたこと又は法人の場合は消滅していたことを長官が納得するときは、長官は、その者の名称を、当該特許を付与されるべきであった者の名称に変更することによって、特許証を訂正することができる。特許証は、特許付与の時に遡って効力を有する。

第 29 条 特許証の日付

(1) 本法の他の規定に従うことを条件として、特許証は、出願日をその日付とし、条約出願の場合は優先権主張の基礎となった条約国において出願された最先の出願の日をその日付とする。

(2) 各特許証の日付は、登録簿に登録する。

第 30 条 特許により付与される権利

(1) 本法の他の規定に従うことを条件として、パキスタンにおける有効な特許の所有者は、次の権利を有する。すなわち、

(a) 特許の主題が製品であるときは、有効な特許の所有者は、所有者の同意を得ていない第三者が当該製品を製造し、使用し、販売の申出をし、販売し、又はこれらの目的で輸入する行為を防止することができ、かつ、

(b) 特許の主題が方法であるときは、有効な特許の所有者は、所有者の同意を得ていない第

三者が当該方法を使用する行為及び少なくとも当該方法により直接得られた製品を使用し、販売の申出をし、販売し、又はこれらの目的で輸入する行為を防止することができる。

(2) 有効な特許の所有者はまた、当該特許を移転又は承継する権利及びライセンス許諾契約を締結する権利も有する。

(3) 特許の所有者は、自己が利用可能な他の権利、救済又は措置に加えて、(4)及び第59条に従うことを条件として、自己の合意なしに(2)にいう行為の何れかをなすことによって特許を侵害した者又は侵害が起こる虞をもたらす行為をなす者に対して訴訟手続を提起する権利を有する。

(4) 何人かが第13条(9)に従って医薬用又は農業用化学製品に係る発明の保護を求めるメールボックス出願をしたときは、販売承認の取得後5年の期間又は製品特許が付与若しくは拒絶されるまでの何れか短い期間、排他的販売権が付与される。ただし、1995年1月1日後に条約国において当該製品について特許出願がされ、特許が付与され、かつ、当該条約国において販売承認が取得されていることを条件とする。

(4A) 何人かがパキスタンにおいて(4)にいう製品の何れかの製造方法に係る発明をし、その特許を取得し、当該発明の保護を求めるメールボックス出願をし、かつ、その販売承認を受けたときは、その者は、販売承認の取得後5年の期間又は製品特許が付与若しくは拒絶されるまでの何れか短い期間、当該製品の排他的販売権を有する。

(5) 特許に基づく権利は、次のものには及ばない。

(a) 特許の所有者により、その者の同意を得た者により、授権された者により又は強制ライセンスなどの他の何らかの正当な方法により、世界の何れかの場所において市販されていた物品に係る行為

(b) パキスタンの領空、領土又は領海に一時的又は偶発的に進入した外国の航空機、陸上車両又は船舶における物品の使用

(c) 特許発明に関する実験目的のみでなされた行為

(d) パキスタンにおいて特許が付与された出願の出願日又は優先権が主張される場合は優先日前に、誠実に発明を実施し、又は係る実施の効果的かつ真摯な準備をしていた者によりなされた行為

(e) 試験を含め、製品の特許失効後の商品化の承認に必要な行為、又は

(f) 教育又は研究機関において教育目的でなされた行為

(6) (5)(d)にいう先使用者の権利は、実施若しくは実施の準備がされた企業若しくは事業又は企業若しくは事業の部分と一体である場合に限り、移転又は譲渡することができる。

第31条 特許の期間

本法に基づく特許の期間は、出願日から20年間とする。

第32条 一定の条件に従う特許付与

(1) 第31条の規定にも拘らず、特許は、更新手数料が所定の期間内又は本条に基づいて延長された期間内に納付されないときは、更新手数料の納付期間の満了時に、効力を失う。

(2) 更新手数料の納付に係る所定の期間は、長官に対して請求があり、かつ、延長期間の満了前に更新手数料及び所定の追加手数料の納付があるときは、6月以下の期間まで延長される。

第 IX 章 発明に係る権利に関する雑則

第 33 条 他人から知得した発明の場合の優先日

(1) 他の出願について提出された完全明細書においてクレームされた発明の特許出願がされた場合において、

(a) 長官が、第 23 条(1)(a)に規定する理由によって、当該他の出願について特許の付与を拒絶したとき

(b) 当該他の出願について付与された特許が、第 23 条(1)(a)に規定する理由によって、第 46 条に基づいて高等裁判所により又は第 47 条に基づいて長官により取り消されたとき、又は

(c) 前記他の出願について提出された完全明細書が、当該発明を出願人又は特許権者がその他の者から知得したと長官が判断した結果として前記発明に係るクレームの削除により訂正されたときは、

長官は、前記特許出願及びそれについて提出された明細書を、完全明細書のクレームの優先日に関する本法の規定の適用上、対応する書類が前記他の出願時の手続において提出された日又は提出されたものとみなされた日に提出されたものとみなすべき旨を指示することができる。

第 34 条 2 以上の者への特許付与

(1) 2 以上の者に特許が付与されたときは、別段の合意が有効でない限り、それらの各人は、特許において均等かつ不可分の持分を取得する権原を有する。

(2) 本条及び第 35 条の規定に従うことを条件として、2 以上の者が特許の被付与者又は所有者として登録されているときは、別段の合意が有効でない限り、それらの各人は、他の者に報告することなしに、自己又はその代理人により自己の利益のため特許発明を実施し、使用し、利用し、販売する権原を有する。

(3) 本条及び第 35 条の規定並びに現に有効な合意に従うことを条件として、2 以上の者が特許の被付与者又は所有者として登録されているときは、それらの各人は、他の者の同意がある場合を除き、特許に基づくライセンスを許諾してはならず、かつ、特許の持分を移転してはならない。

(4) 物品に係る特許の被付与者又は所有者として登録された 2 以上の者の 1 が当該特許物品を販売したときは、購入者及びその者を通じて権利主張する者は、当該物品が単一の特許権者により販売されたのと同様に、これを取り扱う権原を有する。

(5) 本条の規定に従うことを条件として、動産の所有及び移転に一般に適用可能な法律の規定は、特許に関しても適用する。また、(1)又は(2)の如何なる規定も、受託者若しくは死亡者の法定代理人における相互の権利若しくは義務又はそのような者の権利若しくは義務には影響を及ぼさない。

第 35 条 共有者に指示を発する長官権限

(1) 2 以上の者が特許の被付与者又は所有者として登録されている場合において、その何れかの者から長官に対して所定の方法により申請があったときは、長官は、当該申請に従って、特許若しくはそれに対する何らかの権益の売却若しくは賃貸、特許に基づくライセンスの許

諾又はそれに関する第 39 条に基づく何らかの権利の行使に関して、長官が適切と認める指示を発することができる。

(2) 特許の被付与者又は所有者として登録された何人かが本条に基づいて発せられた指示の実施のために必要な何らかの証書を作成すること又は他の何らかの事項をすることについて、そのように登録された他の何れかの者からその旨の書面による請求を受けた後 14 日以内に実行することを怠った場合において、当該他の者から長官に対して所定の方法により申請があったときは、長官は、当該懈怠者の名義で、かつ、その代理として当該証書を作成し、又は当該事項をする権限を何人かに付与する指示を発することができる。

(3) 本条に基づく申請について指示を発する前に、長官は、次の者に対して聴聞を受ける機会を与えなければならない。

(a) (1)に基づく申請の場合は、特許の被付与者又は所有者として登録された他の者、及び

(b) (2)に基づく申請の場合は、当該懈怠者

(4) 本条に基づく如何なる指示も、受託者若しくは死亡者の法定代理人における相互の権利若しくは義務又はそのような者の権利若しくは義務に影響を及ぼすものは、これを発してはならない。

第 36 条 使用者と従業者との間の紛争事項を決定する長官又は裁判所権限

(1) 使用者とその従業者である者若しくは重要な時点でその従業者であった者との間に、その従業者が単独若しくは他の従業者との共同でなされた発明又はそれについて付与された若しくは付与される特許に対する当事者の権利に関する紛争が生じたときは、長官は、何れかの当事者から長官に対して所定の方法により申請があり、かつ、それらの各人に対して聴聞を受ける機会を与えた後に、紛争事項を決定し、かつ、長官が便宜と認める自己の決定を執行するための命令を発することができる。

ただし、本条に基づく申請時に、紛争事項が裁判所が決定すべき問題を含むと長官が認めるときは、長官は、その処理を拒絶することができる。

(2) 使用者とその従業者である者若しくは重要な時点でその従業者であった者との間の裁判所に対する訴訟手続において又は長官に対して(1)に基づく申請があった場合において、裁判所又は場合により長官は、両当事者が従業者によりなされた発明の利益を受ける権原を有することを納得するときは、裁判所又は場合により長官が公正と認める方法により、当該発明の利益及びそれについて付与された若しくは付与される特許を両当事者間で命令により配分することができる。

(3) 本条に基づく長官の決定は、当事者とそれら当事者に基づいて権利主張する者との間においては、裁判所の判決と同一の効果を有する。

第 37 条 契約における制限条件の回避

(1) 本条の規定に従うことを条件として、特許物品若しくは特許方法により製造された物品の販売若しくは賃貸のための契約、特許物品若しくは方法を実施するライセンスのための契約又は当該販売、賃貸若しくはライセンスに関する契約の条件は、次の趣旨のものである限りにおいて、無効とする。

(a) 特許物品又は特許方法により製造された物品以外の物品について、購入者、賃借人若しくは実施権者に対して、販売者、賃貸人若しくは実施許諾者又はその被指名人から取得すべ

き旨を請求し又はその者による特定の者からの取得又は販売者、賃貸人若しくは実施許諾者又はその被指名人以外からの取得を禁止すること、又は

(b) 特許物品であるか否かを問わず、販売者、賃貸人若しくは実施許諾者又はその被指名人により供給されない物品又は販売者、賃貸人若しくは実施許諾者又はその被指名人に帰属しない特許方法について、購入者、賃借人若しくは実施権者による使用を禁止し又は当該物品若しくは方法を使用する購入者、賃借人若しくは実施権者の権利を制限すること

(2) 何人かに対する特許侵害訴訟手続において、侵害の時点で原告により又はその同意を得て締結された当該特許に関する契約であって、かつ、本条によって無効である条件を含むものが有効に存在していたことを立証することは、抗弁となる。

(3) 契約の条件は、次のときは本条によって無効とされない。

(a) 契約の締結時に販売者、賃貸人又は実施許諾者が当該契約に規定する合理的な条件で、かつ、(1)にいう条件なしに、当該物品を販売若しくは賃貸し又は購入者、賃借人又は実施権者に対して当該物品若しくは場合により方法を使用若しくは実施するライセンスを許諾する意思があったとき、及び

(b) 購入者、賃借人又は実施権者が契約に基づいて、相手方当事者に書面で3月の事前通知をして、かつ、正当な補償をその者に支払うことを条件として、当該条件を遵守する責任を免れる権原を有するとき

第38条 一定の契約の終了

特許物品の販売若しくは賃貸のための契約、特許物品若しくは方法を製造し、実施するライセンスのための契約又は当該販売、賃貸若しくはライセンスに関する契約については、その締結が本法施行の前か後かを問わず、当該契約の締結時に当該物品又は方法を保護していた特許又はすべての特許が効力を失った後はいつでも、かつ、当該契約又は他の何らかの契約の如何なる別段の規定にも拘らず、何れかの当事者が、相手方当事者に書面で3月の事前通知をして、これを終了させることができる。

第 X 章 追加特許

第 39 条 追加特許

(1) 発明(以下「主発明」という)の改良又は変更に係る特許出願がされ、かつ、その出願人がまた当該主発明の特許出願をし若しくはしたか又はそれに係る特許権者である場合において、当該出願人がその旨を請求するときは、長官は、当該改良又は変更についての特許を追加特許として付与することができる。

(2) 別の発明の改良又は変更である発明が独立の特許の主題であり、かつ、当該特許に係る特許権者がまた主発明の特許に係る特許権者でもある場合において、当該特許権者がその旨を請求するときは、長官は、当該改良又は変更についての特許を命令により取り消すことができ、かつ、そのように取り消された特許の日付と同一の日付を有する、当該改良又は変更に係る追加特許を当該特許権者に付与することができる。

(3) 特許は、その完全明細書の提出日が主発明に係る完全明細書の提出日と同一又はその後でない限り、追加特許としては付与されない。

(4) 追加特許証は、主発明の特許証の捺印前には捺印されない。また、本規定がない場合に追加特許証の捺印請求をすることができた筈の期間が主発明の特許証の捺印請求をそのようにすることができる期間前に満了するときは、後者の期間内にいつでも当該追加特許証の捺印請求をすることができる。

第 40 条 追加特許の期間

(1) 追加特許は、主発明の特許の存続期間と同一又はその満了までの残存期間と同一の期間付与され、当該期間中又は主発明の特許が期間満了前に失効するときはその失効まで引き続き有効とする。ただし、

(a) 主発明の特許の期間が本法の前記規定に基づいて延長されたときは、追加特許の期間もまたそれに応じて延長することができ、かつ、

(b) 主発明の特許が本法に基づいて取り消されたときは、裁判所又は場合により長官は、追加特許が主発明の特許の期間の残存期間については独立の特許となる旨を命じることができ、そのときは、それに応じて当該特許は独立の特許として有効に存続する。

(2) 追加特許については、更新手数料の納付を必要としない。ただし、追加特許が(1)に基づく命令によって独立の特許となったときは、その後については、当該特許が初めから独立の特許として付与されたのと同じの手数料を同一の期日に納付しなければならない。

第 41 条 拒絶されない追加特許

完全明細書においてクレームされた発明が、次のものの何らかの公開又は使用にかんがみて進歩性を含まないことのみを理由としては、追加特許の付与は拒絶されず、かつ、追加特許として付与された特許は取り消されず、又は無効とされない。

(a) 追加特許に関する完全明細書に記載された主発明、又は

(b) 主発明の特許に対する追加特許又は当該追加特許の出願に係る完全明細書に記載された主発明の改良又は変更。また、追加特許の有効性については、発明を独立の特許の主題とすべきであったことを理由として、争ってはならない。

第 XI 章 明細書の訂正

第 42 条 長官の許可による明細書の訂正

(1) 第 44 条の規定に従うことを条件として、本条に基づいて特許出願人又は特許権者から申請があったときは、長官は、長官が適切と認める条件(ある場合)に従うことを条件として、特許願書又は完全明細書の訂正を許可することができる。

ただし、裁判所に対する特許侵害の訴訟又は裁判所に対する特許取消の訴訟手続が係属している間に申請があったときは、長官は、本条に基づいて明細書の訂正を許可してはならない。

(2) 本条に基づく特許願書又は明細書の各訂正許可申請書には、提案された訂正の内容を明示し、かつ、当該申請をする理由の完全な明細を記載しなければならない。

(3) 完全明細書の受理後にされた本条に基づく特許願書又は明細書の各訂正許可申請書及び提案された訂正の内容については、所定の方法により公告する。

(4) (3)に基づく申請の公告後所定の期間内に、何人も、長官にそれに対する異議を申し立てることができ、前記期間内に当該申立があったときは、長官は、当該申請をした者に通知し、かつ、事件を決定する前にその者及び異議申立人に対して聴聞を受ける機会を与えなければならない。

(5) 本条は、特許付与に対する異議申立手続においてなされるか又は別の明細書若しくは特許への言及を挿入すべき旨を指示すること若しくは明細書が長官の納得するように訂正されない限り特許の付与を拒絶し、若しくは特許を取り消すことを長官に授権する本法の規定に従ってなされる明細書の訂正に関しては適用しない。

第 43 条 高等裁判所の許可による明細書の訂正

(1) 高等裁判所に対する特許取消の訴訟手続において、高等裁判所は、第 44 条の規定に従うことを条件として、特許権者に対して高等裁判所が適切と認める方法により、かつ、高等裁判所が適切と認める費用、公告又はその他に関する条件に従うことを条件として、その者の完全明細書を訂正することを命令により許可することができる。また、当該取消訴訟手続において高等裁判所が特許無効の判決をするときは、高等裁判所は、特許を取り消す代わりに本条に基づいて当該明細書の訂正を許可することができる。

(2) 本条に基づく命令の申請を高等裁判所に対して行ったときは、申請人は、長官に当該申請の通知をしなければならず、長官は、出頭し、聴聞を受ける権原を有し、かつ、高等裁判所がその旨を指示するときは出頭しなければならない。

第 44 条 明細書の訂正に関する補則

(1) 明細書の訂正については、その効果として、訂正後の明細書が訂正前の明細書において実質的に開示していない事項をクレームし、又は記載することになるときは、明白な誤りを訂正する目的以外では、許可されない。

(2) 完全明細書の公告日後に、本法に基づいて長官又は高等裁判所が当該明細書の何らかの訂正を許可又は承認したときは、特許権者又は出願人の当該訂正をする権利については、詐欺を理由とする以外は、疑義を呈してはならず、かつ、当該訂正は、すべての目的で当該明細書の一部を構成するものとみなす。

ただし、訂正された明細書を解釈するに当たっては、当初公告された明細書を参照すること

ができる。

(3) 完全明細書の公告日後に、本条に基づいて当該明細書の何らかの訂正が許可又は承認されたときは、当該明細書が訂正された事実を官報に公告する。

第 XII 章 失効した特許の回復

第 45 条 失効した特許の回復

(1) 特許が、所定の期間内に如何なる更新手数料の納付もなかったとの理由によって失効したときは、当該特許が失効した日から 18 月以内に、本条に基づいて長官に対して所定の方法により特許の回復を申請することができる。

(2) 本条に基づく申請は、当該特許の所有者であった者又は当該特許が失効していなければ当該特許を取得する権原を有した筈のその他の者がすることができ、当該特許を 2 以上の者が共有していたときは、長官の許可を得て、共有者の 1 又は 2 以上がその他の共有者を加えずに、当該申請をすることができる。

(3) 長官が、

(a) 更新手数料が所定の期間内に納付されるよう特許の所有者が相当の注意を払ったこと又は当該手数料及び所定の追加手数料が当該期間の終了直後 6 月以内に納付されたこと、及び

(b) それらの手数料が、その者の制御を超える状況によりそのように納付されなかったことを納得する場合において、不納付の更新手数料及び所定の追加手数料の納付があったときは、

長官は、当該特許を命令により回復しなければならない。

(4) 本条に基づく命令は、長官が適切と認める条件に従うことを条件として発することができる。特許の所有者に係る命令の条件を遵守しないときは、長官は、当該命令を取り消し、かつ、当該取消の結果として生じる長官が適切と認める指示を発することができる。

(5) 本条に基づく命令が発せられた場合において、関係特許が失効した日から開始する 6 月の期間の終了から本条に基づく申請の日までの間に、何人かが誠実に特許発明の実施を開始し、又は当該発明を実施するために効果的かつ真摯な準備をしていたときは、その者は、当該命令が発効した後に、当該発明を実施する権利を有し、かつ、前記実施は、関係特許の侵害とはならない。

(6) 何人かが(5)により与えられる権利を行使して特許製品を他人に処分したときは、当該他の者及びその者を通じて権利主張するその他の者は、当該製品が単一の登録所有者により処分されたのと同様に、これを取り扱う権原を有する。

第 XIII 章 特許の取消及び放棄

第 46 条 高等裁判所による特許の取消

(1) 本法の規定に従うことを条件として、利害関係人若しくは連邦政府の申立又は特許侵害訴訟における反訴により、高等裁判所は、特許付与を拒絶できる理由の何れか 1 又は 2 以上によって、特許を一部又は全部を取り消すことができる。

(2) (1)の規定を害することなく、特許権者が合理的な条件で政府の役務のために特許発明を製造し、実施し、又は利用すべき旨の連邦政府の要求を合理的な理由なしに遵守しなかったことを高等裁判所が納得するときは、高等裁判所は、連邦政府の申立により、特許を取り消すことができる。

(3) 本条に基づく特許取消の申立の通知は、登録簿から当該特許の所有者であると認められる者又は当該特許について持分若しくは権益を有すると認められる者の全員に送達するものとし、その他の何人にも通知を送達する必要はない。

第 47 条 長官による特許の取消

(1) 特許証の捺印後 12 月以内はいつでも、特許付与に異議を申し立てなかった利害関係人は何人も、当該特許付与に異議を申し立てることができた筈の理由の何れか 1 又は 2 以上によって、当該特許を取り消す命令を長官に対して申請することができる。

ただし、特許の侵害訴訟又は取消訴訟手続が何れかの裁判所に係属しているときは、本条に基づく長官に対する申請は、裁判所の許可がある場合を除き、してはならない。

(2) 本条に基づく申請があったときは、長官は、特許権者に通知し、かつ、事件を決定する前に申請人及び特許権者に対して聴聞を受ける機会を与えなければならない。

(3) 本条に基づく申請時に、(1)に規定する理由の何れかが成立することを長官が納得するときは、長官は、無条件に又は命令に規定する期間内に完全明細書が長官の納得するように訂正されない限り、当該特許を取り消すべき旨を命令により指示することができる。

ただし、長官は、特許の付与を拒絶するに当たって自己を正当化した筈の状況がない限り、本条に基づいて特許の無条件取消の命令を発してはならない。

第 48 条 連邦政府による特許の取消

(a) 特許若しくは特許を実施する態様が国家にとって有害であり、又は一般に公衆に損害を与えるものであること、

(b) 出願における隠蔽若しくは不実表示によって特許が取得されたこと、又は

(c) 特許により与えられる排他権の行使から生じる虞がある弊害、例えば不実施又は反競争的慣行に関して許諾された強制ライセンスが十分でなかったときは、連邦政府は、特許権者に対して聴聞を受ける機会を与えた後に、官報においてその旨の宣言をすることができ、それにより、当該特許は取り消されたものとみなす。

ただし、(c)の手続は、最初の強制ライセンスの許諾から 2 年の満了前には開始しない。

第 49 条 長官による放棄された特許の取消

(1) 特許権者は、長官に所定の方法により通知することによって、いつでも自己の特許の放棄を申し出ることができる。

(2) (1)に基づく申出がされたときは、長官は、当該申出を所定の方法により公告し、かつ、当該特許に対する権益を有するものとして登録簿に名称が掲載されている特許権者以外の各人にも通知しなければならない。

(3) 利害関係人は何人も、当該公告後所定の期間内に、長官に当該放棄に対する異議を申し立てることができるが、当該申立があったときは、長官は、特許権者に通知しなければならない。

(4) 聴聞の希望があれば特許権者及び異議申立人を聴聞した後に、当該特許を正当に放棄することができることを長官が納得するときは、長官は、当該申出を受理し、かつ、当該特許を命令により取り消すことができる。

第 XIV 章 長官の権限

第 50 条 民事裁判所の一定の権限を有する長官

(1) 本件について制定された規則に従うことを条件として、長官は、本法に基づく長官に対する如何なる手続においても、次の事項に関して、1908 年民事訴訟法(1908 年法律第 V 号)に基づく訴訟を審理するに当たっての民事裁判所の権限を有する。すなわち、

- (a) 何人かを召喚し、その出頭を強制し、かつ、その者を宣誓の上尋問すること
- (b) 書類の開示及び提出を要求すること
- (c) 宣誓供述書による証拠を受領すること
- (d) 証人尋問又は書類審査の嘱託書を発行すること、及び
- (e) 費用を裁定すること

第 51 条 誤記を訂正する長官権限

(1) 長官は、特許証、当該出願について提出された明細書若しくはその他の書類若しくは特許願書における何らかの誤記又は登録簿に登録されている事項における何らかの誤記を、本条の規定に従って訂正することができる。

(2) 本条に従う訂正は、所定の手数料を添えた利害関係人の書面による請求により又は係る請求なしにすることができる。

(3) 長官が本条に基づく請求による以外で(1)にいう訂正をすることを提案するときは、長官は、特許権者又は場合により特許出願人及び関係があると長官が認めるその他の者に当該提案を通知し、かつ、当該訂正をする前にそれらの者に対して聴聞を受ける機会を与えなければならない。

(4) 特許証又は特許出願若しくは当該出願について提出された何らかの書類における何らかの誤記の訂正請求が(2)に基づいてされた場合において、当該訂正が当該請求に係る書類の意味又は範囲に重大な変更をもたらすものであり、かつ、その影響を受ける者への通知なしには当該訂正をすべきでないとき長官が認めるときは、長官は、提案された訂正の内容の通知を所定の方法により公告すべき旨を要求しなければならない。

(5) (4)にいう公告後所定の期間内に、利害関係人は何人も、長官に当該請求に対する異議を申し立てることができ、当該異議申立があったときは、長官は、当該請求をした者にその旨を通知し、かつ、事件を決定する前にその者及び異議申立人に対して聴聞を受ける機会を与えなければならない。

第 52 条 長官に対する証拠

本件について制定された規則に従うことを条件として、本法に基づく長官に対する如何なる手続においても、長官の別段の指示がない限り、証拠は宣誓供述書により提出する。ただし、長官がそのようにすることを適正と認めるときは、長官は、宣誓供述書による証拠の代わりに若しくはそれに加えて口頭証拠を採用することができ、又は如何なる当事者にも当該宣誓供述書の内容に関して反論することができる。

第 53 条 長官による裁量権の行使

本法に基づく手続の当事者を長官が聴聞すべき旨又は当該当事者に対して聴聞を受ける機会

を与えるべき旨を請求する本法の規定を害することなく，長官は，如何なる特許出願人又は明細書訂正の申請人に対しても，所定の期間内にその旨の請求があったときは，本法により又は本法に基づいて長官に付与された何らかの裁量権をその者に不利に行使する前に，聴聞を受ける機会を与えなければならない。

第 XV 章 特許登録簿

第 54 条 特許登録簿

(1) 特許庁に特許登録簿を備え、これには特許の被付与者の名称及び住所、特許の譲渡及び移転、特許に基づくライセンス、特許の訂正、延長及び取消についての通知並びに特許の有効性又は所有権に影響を及ぼす他所定の事項の明細を登録する。

(2) 1911 年特許・意匠法(1911 年第 II 号)に基づいて備えられた特許登録簿は、本法に基づいて備える登録簿に組み込まれ、その一部を構成する。

(3) 信託の通知については、明示的か、黙示的か又は推定的かを問わず、登録簿に登録してはならず、また、長官は、当該通知による影響を受けない。

(4) 連邦政府の監督及び指示に従うことを条件として、登録簿は、長官の管理下に置かれる。

第 55 条 譲渡、移転などの登録

(1) 何人も譲渡、移転又は法の運用により特許若しくは特許の持分を取得する権原又は譲渡抵当権者、実施権者若しくはその他として特許に対する他の何らかの権益を取得する権原を得たときは、その者は長官に対して、その者の権原又は場合により権益の通知の登録簿への登録を、所定の方法により書面で申請しなければならない。

(2) (1)の規定を害することなく、譲渡により特許若しくは特許の持分を取得する権原を得、又は譲渡抵当権、ライセンス若しくはその他の証書によって特許に対する他の何らかの権益を取得する権原を得た何人かの権原登録の申請については、譲渡人、譲渡抵当権設定者、実施許諾者又は場合により当該証書の相手方当事者が、所定の方法によりこれを行うことができる。

(3) 何人かの権原登録の申請が本条に基づいてされた場合において、長官は、長官の納得する権原の証拠に基づいて、

(a) その者が特許又は特許の持分を取得する権原を有するときは、その者を特許の所有者又は共有者として登録簿に登録し、かつ、権原取得の原因となった証書又は事件の明細を登録簿に登録しなければならず、又は

(b) その者が特許に対する他の何らかの権益を取得する権原を有するときは、その者の権益の通知を、それを設定する証書(ある場合)の明細とともに、登録簿に登録しなければならない。

(4) 特許の共有権に関する本法の規定に従うことを条件とし、かつ、登録簿に通知が登録されたその他の者に付与された権利に従うことも条件として、特許の被付与者又は所有者として登録された者は、特許を譲渡し、特許に基づくライセンスを許諾し、又はその他の方法で特許を取引し、かつ、当該譲渡、ライセンス又は取引の対価についての有効な領収書を発行する権限を有する。

ただし、特許についての衡平法上の権利は、他の何らかの動産についてと同様に執行することができる。

第 56 条 登録簿の更正に関する高等裁判所の権限

(1) 高等裁判所は、

(a) 何らかの登録事項の登録簿からの欠如若しくは脱漏

- (b) 十分な理由なしに登録簿にされた何らかの登録
 - (c) 登録簿に不正に残存している何らかの登録事項, 又は
 - (d) 登録簿の何らかの登録事項における何らかの誤記若しくは瑕疵
- による被害者の申請があったときは, 登録簿の登録事項について, 高等裁判所が適切と認める登録, 変更又は削除の命令を発することができる。
- (2) 本条に基づく手続において, 高等裁判所は, 登録簿の更正に関連して決定することが必要又は便宜である如何なる疑義についても, 決定することができる。
- (3) 本条に基づく高等裁判所への何らかの申請の通知については, 長官に対して所定の方法によりこれをしなければならず, 長官は, 当該申請に関して出頭し, 聴聞を受ける権原を有し, かつ, 高等裁判所がその旨を指示するときは出頭しなければならない。
- (4) 本条に基づく登録簿を更正する如何なる高等裁判所命令も, 当該更正の通知を長官に所定の方法により送達すべき旨を指示するものとし, 長官は, 当該通知の受領時に, 登録簿をそれに応じて更正しなければならない。

第 57 条 登録簿の閲覧及び抄本など

- (1) 本法の規定及び規則に従うことを条件として, 登録簿は, すべての便宜な時間に公衆の閲覧に供し, また, 登録簿の何らかの登録事項に関する特許庁の公印を捺印した認証謄本は, 所定の手数料の納付により, それらを請求する何人に対しても交付される。
- (2) 登録簿は, 本法により又は本法に基づいてそれに登録することを必要とし, 又は認可された如何なる事項についても, 一応の証拠とする。
- (3) 第 55 条に基づく申請の場合を除き, 第 54 条(3)に基づいて登録簿に登録されなかった書類は, 裁判所の別段の指示がない限り, 裁判所において, 何人かの特許又は特許についての持分若しくは権益に対する権原の証拠として採用されない。

第 XVI 章 強制ライセンス、権利のライセンス、特許の実施及び取消

第 58 条 政府機関又は第三者による実施

(1) (2)に従うことを条件として、

(i) 公共の利益、特に国家の安全確保、栄養、健康又は国家経済のその他の分野の発展のために必要なとき

(ii) 特許の所有者又はその者の実施権者による実施方法が反競争的であると連邦政府が判断し、かつ、本項に従う発明の実施が当該慣行を矯正することを連邦政府が納得するとき

(iii) 特許所有者が合理的な商業的条件で第三者にライセンスを許諾することを拒絶したとき、又は

(iv) 特許が技術革新の推進並びに技術の移転及び普及に貢献する方法により実施されなかったときは、

連邦政府は、当該特許の所有者の同意を得ずとも、政府機関又は連邦政府が指名した第三者が特許発明を実施できる旨を決定することができる。

(2) 連邦政府は、(2)に基づく決定を下す前に、聴聞の希望があれば特許の所有者及び利害関係人に対して聴聞を受ける機会を与えなければならない。

(3) 特許発明の実施は、それが認可された目的に限定され、かつ、前記決定において判断された連邦政府の認可の経済的価値及び(1)に基づく決定が下されたときは、反競争的慣行を是正する必要性を考慮して、その適切な対価を前記所有者に支払うことを条件とする。

(4) 連邦政府の認可には、特許の所有者が認可を求める者から契約ライセンスの請求を受領したが、その者が合理的な商業的条件で、かつ、合理的な期間内に、当該ライセンスを取得することができなかった証拠を添付しなければならない。

ただし、本項は、次の場合は適用しない。

(i) 国家的緊急状況又はその他の状況の緊急性。ただし、そのような場合は、特許の所有者は、連邦政府の決定について合理的に実行可能な限り速やかに通知を受ける。

(ii) 公共の非商業的使用、及び

(iii) (1) (ii)に従って司法若しくは行政機関が反競争的と判断した反競争的慣行

(5) 半導体技術の分野における特許発明の実施は、公共の非商業的使用のため又は特許の所有者若しくはその者の実施権者による特許発明の実施方法が反競争的であると司法若しくは行政機関が判断した場合において、強制ライセンスの発行が当該慣行を矯正することを連邦政府が納得するときに限り認可される。

(6) 認可は、その個々の当否に基づいて検討され、次のことを禁止するものではない。

(i) 特許の所有者によるライセンス契約の締結

(ii) 特許の所有者による、第 30 条に基づく自己の権利の継続行使、又は

(iii) 第 59 条に基づく強制ライセンスの発行

(7) 連邦政府が第三者を指名したときは、認可は、特許発明が実施されているその者の企業若しくは事業又は企業若しくは事業の一部とともにする場合に限り、移転することができる。

(8) (1) (i)に基づいて政府機関又は連邦政府が指名した第三者による発明の実施が認可されたときは、当該実施は、主としてパキスタン国内の市場供給を目的とする。

(9) 特許の所有者又は政府機関若しくは特許発明を実施する認可を受けた第三者の請求により、連邦政府は、当事者の何れか一方又は双方から聴聞の希望があれば全当事者を聴聞した

後に、当該特許発明の実施を認可する決定の条件を、状況の変化によりその変更が正当化される範囲において、変更することができる。

(10) 特許の所有者の請求により、連邦政府は、そのように認可を受けた者の正当な利益の適切な保護を条件として、当事者の何れか一方又は双方から聴聞の希望があれば全当事者を聴聞した後に、当該決定に至った状況が存在しなくなり、かつ、再発する虞のないこと又は政府機関若しくは連邦政府が指名した第三者が当該決定の条件を遵守しなかったことを納得するときは、認可を終了させなければならない。

(11) (10)の規定にも拘らず、連邦政府は、政府機関又は連邦政府が指名した第三者の正当な利益の適切な保護の必要性により当該決定の維持が正当化されたことを納得するときは、認可を終了させてはならない。

(12) (1)から(9)までに基づく連邦政府の決定に対しては、高等裁判所に審判請求をすることができる。

第 59 条 強制ライセンスの許諾に当たっての長官権限

(1) 特許出願日から 4 年の期間又は特許付与日から 3 年の期間のうち何れか後に満了する期間の満了後に長官に対して所定の方法により請求があったときは、長官は、特許により与えられる権利の行使から生じる虞がある弊害、例えば不実施を防止するために、強制ライセンスを発行することができる。

(2) (1)の規定にも拘らず、強制ライセンスについては、特許の所有者がパキスタンにおける特許発明の不実施又は不十分な実施を正当化する状況が存在することを長官に納得させたときは、これを発行しない。

(3) 強制ライセンスを発行する決定においては、次の事項を定める。

(i) ライセンスの範囲及び機能

(ii) 実施権者が特許発明の実施を開始しなければならない期限、及び

(iii) 特許の所有者に支払うべき適切な対価の額及び支払条件

(4) 強制ライセンスの受益者は、当該ライセンスを発行する決定に記載された条件に従ってパキスタンにおいて特許発明を実施する権利を有し、前記決定において定められた期限内に特許発明の実施を開始し、かつ、その後特許発明を十分に実施しなければならない。

(5) ある特許(以下「後の特許」という)においてクレームされた発明が、先の出願日又は該当する場合は優先日の利益を享受する出願を基礎として付与された特許(以下「先の特許」という)を侵害することなしにはパキスタンにおいて実施することができない場合において、後の特許においてクレームされた発明が先の特許においてクレームされた発明に対して多大の経済的重要性を有する重要な技術的進歩を伴うときは、長官は、後の特許の所有者の請求により、先の特許の侵害を回避するために必要な範囲において、強制ライセンスを発行することができる。

(6) 強制ライセンスが(5)に基づいて発行されるときは、長官は、先の特許の所有者の請求により、後の特許について強制ライセンスを発行しなければならない。

(7) (5)及び(6)に基づく強制ライセンスの発行請求の場合は、(3)を、期限の定めが不要とのただし書きを付して準用する。

(8) (5)に基づいて発行された強制ライセンスの場合は、後の特許とともにする場合に限り移転をすることができ、又は(6)に基づいて発行された強制ライセンスの場合は、先の特許とと

もにする場合に限り移転をすることができる。

(9) 強制ライセンスの発行請求は、所定の手数料の納付を条件とする。

(10) 第 58 条(2)から(10)までの規定を、本条に基づく強制ライセンスの発行について準用する。

第 XVII 章 特許侵害訴訟手続

第 60 条 特許侵害訴訟

(1) 特許権者は、発明について自己が本法に基づいて取得した特許の存続期間中に、自己のライセンスなしに当該発明を製造、販売若しくは実施した者又はそれを偽造若しくは模倣した者に対して、訴訟を審理する裁判管轄権を有する地方裁判所において訴訟を提起することができる。

ただし、被告が特許取消の反訴をしたときは、当該訴訟については、当該反訴とともに、判決を受けるため高等裁判所に移送する。

(2) 本法の規定に基づいて特許を取り消すことができる理由はすべて、侵害訴訟に対する抗弁として利用可能である。

第 61 条 侵害訴訟における救済措置

(1) 侵害訴訟において、裁判所は、次のことをする権限を有する。

(a) 損害賠償、差止命令又は弁明による救済措置を許与すること。ただし、許される場合は、裁判所は、効果的な暫定措置を命じることもできる。

(b) 特許の主題が製品を得るための方法であるときは、被告に対して、同一の製品を得る方法が特許方法と異なることを立証すべき旨を命令し、かつ、当該同一の製品は、反証がない限り、特許方法により得られたものとみなす旨を命令すること。ただし、特許方法により得られた製品は、特許権者による訴訟の開始日前に 1 年を超えて市販されていなかったときは、新規である。

ただし、本規定は、侵害していると申し立てられている製品が特許方法により直接製造された製品と同一であることを原告が先に証明することを条件として適用する。

更に、反証の提示においては、被告の製造及び営業秘密の保護についての被告の正当な利益を考慮しなければならない。

(2) 侵害訴訟において、

(a) 裁判所は、次のことを目的として迅速かつ効果的な暫定措置を命じる権限を有する。

(i) 侵害を防止すること、特に、通関後の輸入商品を含め、商品の商業経路への流入を防止すること、及び

(ii) 申し立てられた侵害に関連する証拠を保全すること

(b) 裁判所は、適切な場合、特に、遅延により権利所有者に回復不能な害が生じる虞があるとき又は証拠が破棄される明白な危険があるときは、相手方当事者を聴聞することなく暫定措置を命じる権限を有する。

(c) 裁判所は、申立人に対して、申立人が権利所有者であること及び申立人の権利が侵害されていること又は係る侵害が切迫していることを裁判所に十分な確実性をもって納得させる入手可能な合理的証拠を提供すべき旨を要求し、かつ、申立人に対して、被告の保護及び濫用の防止に十分な担保又は同等の保証を提供すべき旨を命令する権限を有する。

(d) 暫定措置が相手方当事者を聴聞することなくとられたときは、影響を受ける当事者は、遅くとも当該措置の実施後遅延なく通知を受ける。また、被告の請求により、当該措置の通知後合理的な期間内に、これらの措置を変更すべきか、取り消すべきか又は確認すべきかを決定するために、聴聞を受ける権利を含む審査を行う。

(e) 裁判所は、申立人に対して、関係商品の特定に必要な他の情報を提供すべき旨を要求することができる。

(f) (d)の規定を害することなく、(a)及び(b)に基づいてとられた暫定措置は、事件の本案に関する決定に至る手続が 20 就業日又は 31 暦日を超えない合理的な期間内に開始されないときは、被告の請求により、取り消され、又は効力を失う。

(g) 暫定措置が取り消されたとき、暫定措置が申立人の行為若しくは不作為によって失効したとき又は侵害若しくは侵害の虞がなかったことが後に判明したときは、裁判所は、被告の請求により、申立人に対して、これらの措置により生じた損害に対する適切な補償を被告に提供すべき旨を命令する権限を有する。

第 62 条 一定の場合に被告に対して裁定されない損害賠償

(1) 特許侵害訴訟手続において、当該侵害の日当該特許が存在することを知らず、かつ、そのことを推定する合理的な理由がなかったことを立証する被告に対しては、損害賠償を裁定しない。また、何人も、「特許」、「特許取得済み」という語又は物品について特許が取得されていることを表現若しくは示唆する何らかの語を物品に貼付していることのみを理由としては、当該語に特許番号を添えていない限り、当該特許が存在することを知り、又はそのことを推定する合理的な理由があったものとはみなさない。

(2) 本条の如何なる規定も、特許侵害訴訟手続において差止命令を出す裁判所権限には影響を及ぼさない。

第 63 条 部分的に有効な明細書の侵害に対する救済措置

(1) 特許侵害訴訟手続において、明細書の何れかのクレームであって侵害の申立対象であるものが有効であるが、他の何れかのクレームが無効であると判断されたときは、裁判所は、侵害された有効なクレームについて救済措置を許与することができる。

ただし、(2)にいう状況がある場合を除き、裁判所は、損害賠償又は費用として救済措置を許与してはならない。

(2) 当該無効なクレームが誠実に、かつ、相当の熟練及び知識をもって作成されたことを原告が立証するときは、裁判所は、侵害された有効なクレームについて、費用及び損害賠償を起算すべき日に関する裁判所の裁量に従うことを条件として、救済措置を許与しなければならない。

第 64 条 排他的実施権者による侵害訴訟手続

特許に基づく排他的ライセンスの所有者は、当該ライセンスの日後に犯された特許侵害について訴訟手続をとる特許権者と同様の権利を有する。また、当該訴訟手続において損害賠償を裁定し、又は他の救済措置を許与するに当たって、裁判所は、排他的実施権者自体が被り、若しくは被る虞のある損失又は場合により侵害によって取得された利得について、それが当該排他的実施権者自体の権利の侵害を構成する限りにおいて、考慮しなければならない。

第 65 条 明細書の有効性が争われたことの証明書

(1) 裁判所に対する訴訟手続において、明細書の何れかのクレームの有効性が争われ、かつ、当該クレームについて裁判所が有効であると判断したときは、裁判所は、それらの訴訟手続

において当該クレームの有効性が争われたことを証明することができる。

(2) 当該証明書が交付された場合において、裁判所に対する特許侵害又は特許取消の後続訴訟手続において、特許の有効性に依拠する当事者に有利な最終命令又は判決が発せられ、又は下されたときは、当該当事者は、裁判所の別段の指示がない限り、交付された当該証明書に係るクレームに関係する限りにおいて、全費用を得る権原を有する。

ただし、本項は、前記の訴訟手続における上訴の費用に対しては適用しない。

第 66 条 根拠のない侵害訴訟手続の脅迫に対する救済

(1) 特許又は特許出願について権原を有するか否か又は利害関係を有するか否かを問わず、何人かが、回状、広告又はその他により、特許侵害訴訟手続をとると他人を脅迫するときは、それによる被害者は当該脅迫者に対して、(2)に規定する救済措置を求める訴訟を提起することができる。

(2) (1)に基づく訴訟において、被告が、訴訟手続の脅迫に係る行為は、特許の侵害又は原告により無効であることを示されない完全明細書のクレームに係る完全明細書の公告から発生する権利の侵害を構成し、又はその行為が実行されれば侵害を構成する筈であることを立証しない限り、原告は、次の救済措置を受ける権原を有する。すなわち、

- (a) 当該脅迫が不当である旨の宣言
- (b) 当該脅迫の継続に対する差止命令、及び
- (c) それによりその者が被った損害の賠償(ある場合)

(3) 疑義を避けるために、特許が存在することの単なる通知は、(1)の趣旨に該当する訴訟手続の脅迫を構成しないことを本項によって宣言する。

第 67 条 非侵害に関する宣言をする裁判所権限

(1) 何人かと特許権者又は特許に基づく排他的ライセンスの所有者との間の訴訟手続において、特許権者又は実施権者が反対の主張をしなかったにも拘らず、次のことが示されたときは、裁判所は、その者による何らかの方法の使用又はその者による何らかの物品の製造、使用若しくは販売が、特許のクレームの侵害を構成しない旨又は構成しない筈である旨の宣言をすることができる。

(a) 原告が、書面で特許権者又は実施権者に対して、請求される宣言の趣旨の書面による確認を求め、かつ、当該方法又は物品の書面による完全な明細を特許権者又は実施権者に提出したこと、及び

(b) 特許権者又は実施権者がそのような確認をすることを拒絶又は無視したこと

(2) 本条によって提起された宣言を求める訴訟手続におけるすべての当事者の費用は、特別の理由によって裁判所が別段の命令をすることを適切と認めない限り、原告が支払う。

(3) 特許明細書のクレームの有効性については、本条によって提起された宣言を求める訴訟手続において争ってはならず、したがって、特許に係る事件において当該宣言をし、又はこれを拒絶することは、当該特許が有効であることを示唆するものとはみなさない。

(4) 特許出願についての完全明細書の公告日後はいつでも、本条によって宣言を求める訴訟手続を提起することができる。また、本条における特許権者への言及は、この趣旨に従って解釈する。

第 68 条 鑑定人を任命する裁判所権限

(1) 本法に基づく裁判所に対する如何なる侵害訴訟又は訴訟手続においても、裁判所はいつでも、また、何れかの当事者からその目的で申請があったか否かを問わず、裁判所を補助し、又は裁判所がその目的で提示した事実若しくは意見の問題(法律解釈の問題を含まない)について調査及び報告する独立の鑑定人を任命することができる。

(2) (1)に基づいて任命された鑑定人の報酬は、裁判所が定め、報告書作成の費用及び当該鑑定人の裁判所への出頭を要する期日についての適正な日当を含むものとし、かつ、当該報酬は、その目的で連邦政府が提供する資金から支弁される。

第 XVIII 章 審判請求

第 69 条 審判請求

- (1) 本法に基づいて連邦政府が下し、若しくは発令した何らかの決定、命令若しくは指示に対して又は当該決定、命令若しくは指示を執行することを目的とする長官の何らかの行為若しくは命令に対しては、一切審判請求をすることができない。
- (2) 公的機関及び公務員は、本法の執行の過程で誠実に措置され、又は意図された適切な救済措置に対する責任を免れる。
- (3) (1)に従うことを条件として、本法の他の規定に基づく長官又は場合により連邦政府の何らかの決定、命令又は指示に対しては、高等裁判所に審判請求をすることができる。
- (4) 本条に基づく各審判請求は、書面によるものとし、かつ、長官、場合により連邦政府の決定、命令若しくは指示の日から 3 月以内又は高等裁判所が許可する付加期間内にしなければならない。

第 70 条 審判請求の審理手続

- (1) 高等裁判所に対する各審判請求は、申立書によるものとし、高等裁判所が制定した規則による所定の様式によるものであり、かつ、所定の明細を含まなければならない。
- (2) 本条に基づく各審判請求は、高等裁判所の単独の裁判官が審理する。
ただし、当該裁判官は、適切と認めるときは、審判請求を手続の如何なる段階でも高等裁判所のより大きな法廷に付託することができる。
- (3) 本条に基づく各審判請求は、可能な限り早期に審理するものとし、提起された日から 12 月の期間内に審判請求に決定を下すよう努めなければならない。

第 XIX 章 罰則

第 71 条 発明に関する秘密保持規定違反に対する罰則

何人も第 25 条に基づいて発せられた指示を遵守しなかったとき又は第 26 条に違反して特許付与の出願をし、若しくはさせたときは、その者は、2 年以下の拘禁若しくは 20,000 ルピー以下の罰金に処し、又はこれらを併科する。

第 72 条 登録簿の虚偽登録などに対する罰則

何人も本法に基づいて備えられた登録簿に虚偽の登録をし、若しくはさせたとき、係る登録簿の登録事項の謄本であると詐称する書面を作成し、若しくは作成させたとき又は当該登録事項若しくは書面が虚偽であることを知りながらそれを証拠として提出若しくは提供し、又は提出若しくは提供させたときは、その者は、2 年以下の拘禁若しくは 20,000 ルピー以下の罰金に処し、又はこれらを併科する。

第 73 条 虚偽表示に対する罰則

何人も自己の販売する何らかの物品がパキスタンにおいて特許を取得しており、又はパキスタンにおいて特許出願の主題である旨の虚偽の表示をしたときは、その者は、5,000 ルピー以下の罰金に処する。

説明 1

本条の適用上、人は、次のことを表示する。

(a) 物品に対して、「特許」若しくは「特許取得済み」という語又は当該物品についての特許がパキスタンにおいて取得されていることを表現若しくは示唆するその他の語を押印、刻印、銘記又はその他の方法により貼付しているときは、当該物品がパキスタンにおいて特許を取得していること、又は

(b) 物品に対して、「特許出願中」、「特許係属中」という語又は当該物品についての特許出願がパキスタンにおいてされたことを示唆するその他の語を押印、刻印、銘記又はその他の方法により貼付しているときは、当該物品がパキスタンにおいて特許出願の主題であること

説明 2

「特許」、「特許取得済み」、「特許出願中」、「特許係属中」という語又は物品について特許が取得されていること若しくは特許が出願されたことを表現若しくは示唆するその他の語の使用については、当該特許がパキスタン以外の国において取得され、又は出願された旨の表示を添付しない限り、パキスタンにおいて効力を有する特許又は場合によりパキスタンにおいて係属中の特許出願を指すものとみなす。

第 74 条 「特許庁」という語の不正使用に対する罰則

何人もその者の事業所若しくはその者の発行した何らかの書類などに「特許庁」という語を使用したとき又はその者の事業所が特許庁であり、若しくは特許庁と公的關係を有すると誤認させるその他の語を使用したときは、その者は、2 年以下の期間の拘禁及び 1,000,000 ルピー以下の罰金に処する。

第 75 条 情報提供の拒絶又は懈怠に対する罰則

(1) 何人も長官に対して、その者が本法により又は本法に基づいて提出を要する何らかの情報又は陳述書を提出することを拒絶し、又は怠ったときは、その者は、5,000 ルピー以下の罰金に処する。

(2) (1)にいう情報の提出を要する何人も、虚偽である情報又は陳述書を提出したとき及びその者が虚偽であることを知り、若しくはそのように信じる理由があり、又は真正であると信じない情報又は陳述書を提出したときは、その者は、50,000 ルピー以下の罰金に処する。

第 76 条 第 20 条違反に対する罰則

出願人が、第 20 条に基づいて必要とされる陳述書の提出を怠り、若しくは何らかの重要な明細事項について自己が虚偽と認識している情報を提出したとき又は特定の期間内に長官の要求を遵守しなかったときは、その者は、5,000 ルピー以下の罰金に処する。

第 77 条 無登録の特許代理人による業務に対する罰則

何人も第 82 条の規定に違反したときは、その者は、初犯の場合は 25,000 ルピー以下の罰金に処し、累犯の場合は 100,000 ルピー以下の罰金に処する。

第 78 条 会社などによる違反

(1) 本法に基づく違反を犯した者が会社、法人、企業又は機関であるときは、当該違反について知り、当該違反行為に同意した当該会社、企業、機関又は法人の各所有者、取締役及び従業員は、当該違反について有罪とする。

ただし、本項の如何なる規定も、自己の不知の間に当該違反がされたこと又はその者が当該違反行為を防止するための相当の注意をすべて払ったことを立証したときは、その何れの者をも処罰するものではない。

(2) (1)の如何なる規定にも拘らず、会社が本法に基づく違反行為をした場合において、当該違反が会社の取締役、管理職、秘書若しくはその他の幹部の同意若しくは黙認を得てされたこと又は当該違反行為がそれらの者の何らかの怠慢に起因することが立証されたときは、当該取締役、管理職、秘書又はその他の幹部もまた、当該違反について有罪とみなされ、それに応じて訴追及び処罰を受ける。

説明

本条の適用上、

(a) 「会社」とは、何らかの法人を意味し、企業又は他の個人からなる団体を含む。

(b) 企業に関して「取締役」とは、当該企業のパートナーを意味する。

第 XX 章 特許代理人

第 79 条 特許代理人登録簿

特許庁に特許代理人登録簿を備え、これには特許代理人として特許庁に対する業務をする有資格者全員の名称及び住所を登録する。

第 80 条 特許代理人としての登録

長官は、所定の方法により申請があったときは、パキスタン国籍を有し、満 21 歳に達し、所定の資格を有し、かつ、所定の手数料を納付済みである何人も、特許代理人として登録することができる。

第 81 条 特許代理人による一定の書類の署名及び認証

(1) (2) 及び規則に従うことを条件として、本法に基づく長官に対するすべての申請及び通知については、本件について関係人から書面で委任された特許代理人が署名することができる。

(2) 次の書類、

- (i) 特許願書
- (ii) 失効した特許の回復の申請書
- (iii) 異議申立書
- (iv) 訂正許可申請書
- (v) 強制ライセンス又は取消の申請書、及び
- (vi) 特許放棄の通知

については、当該申請をする者又は当該通知をする者が所定の方法により署名及び認証しなければならない。

ただし、当該申請をする者又は当該通知をする者がパキスタンに不在のときは、その件についてその者から書面で委任された特許代理人が署名及び認証することができる。

第 82 条 特許代理人としての業務に対する制限

(1) 何人も単独であるか又は他人との共同であるかを問わず、その者が特許代理人として登録されていない限り又は場合によりその者及びその者のパートナー全員が特許代理人として登録されていない限り、特許代理人として業務を行い、又は自己を特許代理人として記載し、若しくは称してはならず、又は自己が特許代理人として記載され、若しくは称されることを許してはならない。

(2) 如何なる会社又は他の法人も特許代理人として業務を行い、又は自己を特許代理人として記載し、若しくは称してはならず、又は自己が特許代理人として記載され、若しくは称されることを許してはならない。

説明

本条の適用上、特許代理人としての業務とは、次の何れかの行為を含む。すなわち、

- (a) パキスタン又はその他の領域において特許を出願又は取得すること
- (b) 本法又は外国の特許法の適用上、明細書又はその他の書類を作成すること、及び
- (c) 特許の有効性又は特許侵害に関して、科学的又は技術的内容の助言以外の助言をするこ

と

第 83 条 特許代理人登録簿からの抹消及び回復

(1) 連邦政府は、特許代理人登録簿から何れかの者の名称を抹消することができる。ただし、その者に対して聴聞を受ける合理的な機会を与え、かつ、連邦政府が適切と認める更なる調査(ある場合)をした後に、連邦政府が次のことを納得する場合に限る。

(i) その者の名称が錯誤により又は重要事実の不実表示若しくは隠蔽のため特許代理人登録簿に登録されたこと、又は

(ii) その者が有罪の判決を受けて刑期を宣告され、又はその者の職業上の資格での違法行為について有罪となったことがあり、その者を特許代理人登録簿にとどめておくことが不適切であると連邦政府が認めること。

(2) 連邦政府は、申請により、かつ、十分な理由が示されたときは、特許代理人登録簿から抹消された者の名称を当該登録簿に回復することができる。

第 84 条 代理人としての認定を拒絶する長官権限

(1) 本件について制定された規則に従うことを条件として、長官は、本法に基づく何らかの業務に係る代理人として次の者を認定することを拒絶することができる。

(a) その名称が特許代理人登録簿から抹消され、かつ、当該登録簿に回復されていない者

(b) 第 77 条に基づく罪について有罪の判決を受けた者

(c) 特許代理人として登録されていないにも拘らず、その者の使用者の名義で又はその利益のために、パキスタン又はその他の領域における特許出願に当たって、専ら又は主に代理人としての業務に従事していると長官が認める者、又は

(d) 長官が本法に基づく何らかの業務に係る特許代理人として認定することを拒絶できる筈の何人かが会社の取締役若しくは管理職であり、又は企業のパートナーであるときは、当該会社又は企業

(2) 長官は、パキスタンに居住せず、かつ、事業所も有していない何人も、本法に基づく何らかの業務に係る代理人として認定することを拒絶しなければならない。

第 85 条 代理人としての業務を委任された他の者に係る除外

本章の如何なる規定も、次のことを禁止するものとみなしてはならない。

(a) 特許出願人又は当該出願人から適法に委任された特許代理人でない何人かが明細書を起案し、又は長官の面前に出頭し、若しくは業務をすること、又は

(c) 特許代理人でない弁護士が明細書の起案以外の形で本法に基づく手続に参加すること

第 XXI 章 国際協定

第 86 条 ある国を条約国として宣言する連邦政府権限

(1) パキスタンと外国との間の条約又は協定を履行するために、連邦政府は、官報告示により、世界貿易機関の加盟国に加えて、係る国を本法の適用上の条約国であると宣言することができる。

(2) (1)に基づく宣言は、本法の規定の全部又は一部のみの適用上行うことができ、本法の規定の一部のみの適用上行われた宣言が有効である国は、それらの規定のみの適用上の条約国であるものとみなす。

第 87 条 条約出願に関する補則

本法の適用上、如何なる事項も、それが権利の部分放棄又は先行技術の承認以外として、条約国における保護出願又は当該出願を支持してそれと同時に保護出願人により提出された書類においてクレームされ、又は開示されたときは、当該出願において開示されたものとみなす。ただし、当該書類によりなされた開示については、第 88 条の規定に従って当該書類の写しが条約出願とともに特許庁に提出されない限り、考慮されない。

第 88 条 条約出願とともに提出すべき書類

(1) 本法に基づいて条約出願をするときは、出願人は、完全明細書に加えて、関連出願をした条約国の特許庁に当該出願人が提出又は寄託した明細書又は対応する書類の写しであって、条約国の特許庁の長により証明されたもの又はその他の方法で長官の納得するように認証されたものを、出願とともに又はその後 3 月以内若しくは長官が正当な理由によって許可する付加期間内に、提出しなければならない。

(2) (1)にいう明細書又はその他の書類が外国語によるときは、当該明細書又は書類の英語への翻訳文であって宣誓供述書又はその他により長官の納得するように認証されたものを当該明細書又は書類に添付しなければならない。

(3) 本法の適用上、条約国において出願した日とは、条約国の特許庁の長による証明書又はその他により、当該条約国において出願された日であると長官が納得する日をいう。

第 XXII 章 雑則

第 89 条 手数料

(1) 特許付与及び特許出願について並びにその他本法に基づく特許に関する事項については、連邦政府による所定の手数料を特許庁に納付しなければならない。

(2) 本法又は規則に基づいて手数料の納付を要する如何なる手続も、当該手数料の納付がない限り、効力を有さない。

第 90 条 明細書などの公開に対する制限

第 VII 章の規定に従うことを条件として、特許出願及びそれについて提出された明細書については、出願人の同意がある場合を除き、官報における当該出願の受理の公告日前はいつでも、長官がこれを公開してはならず、又は公衆の閲覧に供してはならない。

第 91 条 審査官の報告書についての秘密保持

本法に基づく審査官の長官に対する報告書については、長官がこれを公衆の閲覧に供し、又は公開してはならず、係る報告書については、裁判所においてその提出又は検閲が司法の利益のため望ましく、かつ、許可されるべきであると証明されない限り、如何なる法的手続においても提出又は検閲の責任を免れる。

第 92 条 特許発明の公報

長官は、連邦政府の指示する特許発明に関する情報を含む公報を定期的に発行しなければならない。

第 93 条 特許権者からの情報を要求する長官権限

(1) 長官は、特許の存続期間中はいつでも、書面による通知により特許権者又は排他的か若しくは非排他的かを問わず実施権者に対して、当該通知の日から 2 月以内又は長官が許可する付加期間内に、パキスタンにおける特許発明の商業的实施の程度に関する当該通知に指定された情報又は定期的陳述書を長官に提出すべき旨を要求することができる。

(2) (1)の規定を害することなく、各特許権者及び(排他的か非排他的かを問わず)各実施権者は、所定の方法、様式及び間隔(6 月以上)により、パキスタンにおける特許発明の商業規模での実施の程度に関する陳述書を提出しなければならない。

(3) 長官は、(1)又は(2)に基づいて受領した情報を所定の方法により公開することができる。

第 94 条 登録事項、書類などの証拠

(1) 長官が本法又は規則によりすることを授権された何らかの登録、事項又は事柄に関して長官が署名したとされる証明書は、なされた登録及びその内容並びに履行された又は不履行の事項又は事柄についての一応の証拠とする。

(2) 登録簿の何らかの登録事項、特許庁に保管された書類若しくは特許証の謄本又は当該登録簿若しくは書類からの抄本であって、長官が証明し、かつ、特許庁の公印を捺印したとされるものについては、すべての裁判所及びすべての訴訟手続において、追加の証拠又は原本の提出なしに、証拠として採用される。

(3) 長官又は他の特許庁幹部職員は、自己が当事者でない如何なる法的手続においても、本法に基づいて交付される認証謄本の提出により内容を証明することができる登録簿若しくはその他の書類であつて自己の保管中のものの提出又はそれに登録された事項を証言する証人としての出頭を強制されない。ただし、特別の理由によつて発せられた裁判所の命令による場合は、この限りでない。

第 95 条 未成年者、心神喪失者などによる宣言

(1) 何人かが未成年、心神喪失又はその他行為無能力を理由として、本法により又は本法に基づいて必要とされ、又は許可される陳述又は行為をすることができないときは、行為無能力者の法定後見人、補佐人若しくは管財人(いる場合)又はこれらの者がいない場合はその者の財産に係る裁判管轄権を有する裁判所により任命された者が、当該陳述又は状況が許す限りそれに対応する陳述をすることができ、また、当該行為無能力者の名義で、かつ、その代理として当該行為をすることができる。

(2) 裁判所は、行為無能力者の代理人又は当該陳述若しくは行為について利害関係を有するその他の者の申立により、本条の適用上、任命をすることができる。

第 96 条 郵便による通知などの送達

本法により若しくは本法に基づいて差し出すことを必要とし、又は認可された通知及び申請し、若しくは提出することを認可され、又は必要とする申請書又はその他の書類については、郵便により、差し出し、申請し、又は提出することができる。

第 97 条 費用に対する担保

本法に基づいて異議を申し立てる者又は特許に基づくライセンスの許諾を長官に対して申請する者がパキスタンにおいて居住せず、かつ、事業も営んでいないときは、長官は、手続の費用に対する担保の提供をその者に対して要求することができ、当該担保の提供がない場合は、当該異議申立又は申請を放棄したものとして取り扱うことができる。

第 98 条 高等裁判所又は裁判所命令の長官への伝達

(1) 取消の申立に基づく高等裁判所の各命令は、何れかのクレームの有効性証明書の交付命令を含め、高等裁判所が長官に伝達し、長官は、登録簿にその登録を行わせ、その旨を記載させなければならない。

(2) 特許侵害訴訟又は第 60 条に基づく訴訟において、明細書の何れかのクレームの有効性が争われ、かつ、当該クレームについて裁判所が有効又は場合により無効であると判断したときは、裁判所は、その判決書及び命令書の謄本を長官に送付し、長官は、その受領時に、補充登録に所定の方法により当該訴訟手続に関する登録をさせなければならない。

(3) (1)及び(2)の規定はまた、当該各項にいう裁判所の判決に対して上訴が提起される先の裁判所に対しても適用する。

第 99 条 明細書などの謄本の移送及びその閲覧

本法の規定に基づいて公衆の閲覧に供される特許庁に提出されたすべての明細書、図面及び訂正書の謄本は、その印刷謄本が入手可能になった後できる限り速やかに本件について連邦

政府が任命する当局に移送し、かつ、連邦政府の承認を得てそれらの当局が指定する場所においてすべての合理的な時間に何人の閲覧にも供する。

第 100 条 特許に関する情報

何人も、請求書に指定した如何なる特許又は如何なる特許出願についても所定の事項に関する情報を長官に対して所定の方法により請求して、所定の手数料の納付を条件として、それに応じた情報の提供を受ける権原を有する。

第 101 条 特許証の紛失又は毀損

特許証を紛失若しくは毀損し、又はその不提出の理由を長官の納得するように明らかにした場合において、所定の方法により申請があり、かつ、所定の手数料の納付があったときは、長官は、いつでもその副本に捺印させ、申請人に交付させることができる。

第 102 条 政府を拘束する特許

本法の他の規定に従うことを条件として、特許は、あらゆる点で政府に対しても私人に対するのと同様の効力を有する。(本条は「2000年特許法を改正する法律」によって削除され、最早効力を有さない)

第 103 条 没収物品を販売又は使用する政府の権利

本法の如何なる規定も、政府の権限又は政府からの直接的に若しくは間接的に権原取得する者の権限であって、現に有効な法律に基づいて没収された何らかの物品を販売又は使用する権限には影響を及ぼさない。

第 104 条 規則を制定する高等裁判所権限

高等裁判所は、同所に対する本法に基づくすべての訴訟に係る行為及び手続に関して、本法と適合する規則を制定することができる。

第 105 条 規則を制定する連邦政府権限

- (1) 連邦政府は、官報告示により、本法の目的を達成するための規則を制定することができる。
- (2) 具体的に、かつ、前記権限の一般性を害することなく、係る規則は、次の事項の全部又は一部について規定することができる。すなわち、
 - (i) 特許願書、明細書又は図面及びその他の申請書又は書類を特許庁に提出することができる様式及び方法
 - (ii) 本法に基づいて何らかの事項を公告することができる方法及び期間を含め、本法に基づいて何らかの行為又は事項をすることができる期間
 - (iii) 本法に基づいて納付を要する手数料及び当該手数料の納付方法
 - (iv) 審査官が長官に報告することができる事項
 - (v) 特許証の捺印請求の様式
 - (vi) 本法に基づいて通知をすることができる様式、方法及び期間
 - (vii) 特許の消滅後に当該特許の主題を利用したと考えられる者の保護のために、特許の

回復命令中に挿入することができる規定

(viii) 登録簿の維持管理及び登録簿に登録すべき事項

(ix) 閲覧に供する登録簿及びその他の書類を本法に基づいて閲覧することができる時間及び方法

(x) 第 68 条の適用上、鑑定人について、その資格及び名簿の作成

(xi) 政府による発明の取得に対する補償を支払うことができる方法

(xii) 特許代理人登録簿を維持管理することができる方法並びに特許代理人の業務及び行為に関連した事項

(xiii) 特許庁における明細書及びその他の書類の索引及び抄録の作成、印刷、発行及び販売についての規制並びに索引、抄録及びその他の書類の閲覧

(xiv) 知的所有権の消尽体制を確立する方法

(xv) 第 7 条(4)にいう発明に係る詳細

(xvi) 発明の実施のために知られているベストモードを含め、発明を開示すべき方法、許可可能なクレームの様式及び制限並びに微生物に係る発明の場合はクレームの範囲に関する実験目的の培養の要件及び寄託方法並びに係る特許の付与手続

(xvii) 強制ライセンスの対価及びライセンス許諾契約の条件(特に、競争に悪影響を及ぼさず、パキスタン国内の研究開発に支障を及ぼさず、実施権者に対して自己が行った改良を実施許諾者に移転することを義務付けず、又は実施権者に対して自己が必要としない若しくは希望しない技術若しくは情報の取得を強制しないものを含む)を決定するための手続及び基準、並びに

(xviii) 排他的販売権の出願様式及び付与方法

(3) 本条に基づいて規則を制定する権限については、先の公示後に制定される規則の条件に従う。

第 106 条 廃止及び除外

(1) 1911 年特許・意匠法(1911 年第 II 号)は、本法によって廃止する。

(2) 1911 年特許・意匠法(1911 年第 II 号)の廃止にも拘らず、同法に基づいて付与された特許に係る更新手数料は、同法に定める通りとする。

(3) (2)に別段の規定がある場合を除き、本法の規定は、本法施行時に係属していた特許出願、その結果として生じる手続及びそれについて付与された特許に対しても適用する。

(4) 本法の如何なる規定にも拘らず、本法施行時に何れかの裁判所に係属していた如何なる特許侵害訴訟又は特許取消訴訟手続についても、本法が施行されていなかったものとして、1911 年特許・意匠法(1911 年第 II 号)に基づいて引き続き処理することができる。

第 107 条 誠実になされた行為

本法又は本法に基づいて制定された規則に基づいて何らかの権限を行使し、又は何らかの職務を履行する如何なる政府職員又は何人に対しても、誠実になされた何らかの行為又は事項について、訴訟、起訴又は他の法的手続をすることはできない。

第 108 条 困難の排除

本法の規定の何れかを執行するに当たって何らかの困難が生じたときは、連邦政府は、官報

告示により，その困難を排除するために適切と認める規定を制定することができる。